令和８年度浦安市災害医療対策会議

日時　令和８年 10 月 23 日(金)
19 時 00 分～20 時 00 分

次　第

１．会長あいさつ

２．議　題

（１）新規委員の紹介【資料１】

（２）浦安市災害医療救護対策マニュアルの改訂の報告について【資料２】

（３）災害処方箋について【資料３】

（４）参集基準に基づいた相互連絡体制について【資料４】

（５）各団体の取組状況・次年度の予定【資料５】

（６）その他
・浦安市総合防災訓練（令和８年 11 月 15 日（日））について
・救護所開設訓練（令和９年３月６日（土））について

令和8年度　浦安市災害医療対策会議　委員一覧

依頼期間　　令和7年8月2日～令和9年8月1日(敬称略)

	区　分	役　職	氏　名
1	第1号　浦安市医師会に属する者	会長	山田（ヤマダ）　智子（トモコ）
2	〃	理事	内田（ウチダ）　一好（カズヨシ）
3	第2号　浦安市歯科医師会に属する者	総務理事	横田（ヨコタ）　章（アキラ）
4	第3号　浦安市薬剤師会に属する者	会長	後藤（ゴトウ）　亘（ワタル）
5	第4号　千葉県柔道整復師会市川・浦安支部に属する者	代表	金子（カネコ）　雅司郎（マサジロウ）
6	第5号　千葉県助産師会に属する者	市川浦安地区長/災害対策委員	塩見（シオミ）　良子（リョウコ）
7	第6号　順天堂大学医学部附属浦安病院の代表者	救急診療科先任准教授	末吉（スエヨシ）　孝一郎（コウイチロウ）
8	〃	事務部長事務取扱者	伊藤（イトウ）　秀治（ヒデハル）
9	第7号　東京ベイ・浦安市川医療センターの代表者	救急集中治療科（救急部門）危機管理室長	舩富（フナトミ）　裕之（ヒロユキ）
10	〃	危機管理室　副室長	齊藤（サイトウ）　貴章（タカアキ）
11	第8号　浦安中央病院の代表者	院長	髙須（タカス）　雄一（ユウイチ）
12	第9号　浦安病院の代表者	院長	天野（アマノ）　汎（ヒロシ）
13	第10号　タムス浦安病院の代表者	院長代行	竹内（タケウチ）　正人（マサヒト）
14	第11号　市川健康福祉センターの代表者	センター長	影山（カゲヤマ）　育子（イクコ）
15	第12号　浦安警察署の代表者	警備課長	守江（モリエ）　俊祐（シュンスケ）
16	第13号　総務部危機管理監	浦安市	荒木（アラキ）　貴志（タカシ）
17	第14号　総務部危機管理課長	浦安市	飯塚（イイヅカ）　信広（ノブヒロ）
18	第15号　消防本部警防課長	浦安市	日比野（ヒビノ）　守（マモル）
19	第16号　健康こども部長	浦安市	山﨑（ヤマザキ）　礼子（レイコ）
20	第17号　健康こども部次長	浦安市	関口（セキグチ）　正敬（マサタカ）
21	第18号　健康こども部健康増進課長	浦安市	梅澤（ウメザワ）　裕子（ユウコ）

【資料２】

浦安市災害医療救護対策マニュアル改訂の概要

１．発災からの想定活動期間について

〇該当ページ：Ｐ１、11

改訂前は発災からの想定活動期間を「２日間」としていたが、救命率が急激に低下する「72 時間の壁」や市の「地域防災対策マニュアル」における医療救護対策部の体制に合わせて、想定活動期間を「３日間」とした。

２．医療救護対策部の指揮者及び構成員について

〇該当ページ：Ｐ１～４

医療救護対策部の指揮者及び構成員について、現行の市組織及び配置内容に合わせて、役割及び内訳の担当事務職の人数を明確化した。

３．救護所について

〇該当ページ：Ｐ５～６、９

傷病者に対して迅速にトリアージを実施するとともに、中等症者・重症者を速やかに病院内へ搬送できるようにするため、急病診療所の自動開設の位置付けを廃止し、状況に応じて開設する体制とした。

新たにタムス浦安病院を救護所に追加した。

８箇所の救護所のうち、災害拠点病院である順天堂大学医学部附属浦安病院及び東京ベイ・浦安市川医療センター前の救護所を優先的に開設することを明記した。

４．広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）について

〇該当ページ：Ｐ７

災害拠点病院の被災状況・傷病者の受入れ可否及び状況を確認する必要があるため、確認対象に災害拠点病院を追加した。

５．継続医療が必要な傷病者への対応について

〇該当ページ：P17

人工透析等が必要な慢性疾患を抱える被災者への対応について、より実効性の高い体制に変更した。

６．その他

〇該当ページ：P19、資料編 P1 等

文章の体裁を整え、所要の見直しを行った。

新旧対照表
浦安市災害医療救護対策マニュアル（抜粋）

（下線の部分が改訂部分）

改　訂　後

第１章　災害時医療の体制
第一節　本マニュアルの目的

特に発災から 3 日間の活動について想定している。

第二節　医療救護対策部

2. 体制
指揮　医療救護対策部長（健康こども部長）、医療救護対策部次長（健康こども部次長）
担当
健康こども部健康増進課及び母子保健課の課長・課長補佐・係長・保健師・事務職等（各班のサポート要員として、健康こども部各所属（健康増進課及び母子保健課除く）から1～2名応援。）

医療救護対策部設置

役割	担当事務職	内　容
対策部長1人	部長1人	・医療救護対策部全体の指揮
対策部次長1人	次長1人	・医療救護対策部全体の指揮補佐
対策部統括2人～6人	課長2人（72時間後課長6人）	・調整班、情報班、救護支援班の統括及び指示等（72時間後、避難所及び各所管施設の対策）

改　訂　前

第１章　災害時医療の体制
第一節　本マニュアルの目的

特に発災から 2 日間の活動について想定している。

第二節　医療救護対策部

2. 指揮者及び構成員
指揮者　医療救護対策部長（健康福祉次長）を配置する。

構成員
○健康福祉部健康増進課の職員として、課長・課長補佐・係長・保健師・看護師等で構成される。

医療救護対策部設置

役割班	担当事務職	内　容
調整班	対策部長（次　長） 課　長・係　長	・関係機関との連絡調整 ・災害医療コーディネーター助言のもと、指示、采配
情報班	課長補佐・係　長	・情報収集の指示
救護班	係　長・看護師	・救護活動の指示
支援班	係　長・保健師	・医療救護対策部の活動支援、ロジスティック等

（下線の部分が改訂部分）

改　訂　後	改　訂　前

災害医療コーディネーター2人	医師2人	・助言、提案、調整等
調整班 5人	課長補佐1人・係長1人・事務職3人	・関係機関との連絡調整 ・災害医療コーディネーター助言のもと、指示、采配
情報班 4人	課長補佐1人 事務職3人	・情報収集、分析、伝達、発信の指示
救護支援班 8人	係長2人・保健師等2人・事務職4人	・救護活動の指示 ・医療救護対策部の活動支援、ロジスティック等
救護所立上げ・医療救護班 1班30人	係長1人・保健師2人・事務職17人 ※支援団体より医師3人、歯科医師1人、薬剤師1人、看護師4人、柔道整復師1人	・資器材等の運搬、テント設置、トリアージ準備等 ・トリアージの実施、災害用カルテ記載、傷病者の処置等

※支援団体：浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県柔道整復師会市川浦安支部、千葉県助産師会

3. 参集基準

全職員

下記の内容で、各自参集する。

a. ①浦安市が震度５強以上を確認した場合。（自動参集）

②浦安市が震度５弱以下で市長が必要と認めた場合。

③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表がされた場合。

b. 災害の発生その他の状況により必要と認めたとき。

3. 参集基準

全職員

下記の内容で、各自参集する。

a. ①浦安市が震度５強以上を確認した場合。（自動参集）

②浦安市が震度５弱以下で市長が必要と認めた場合。

③東海地震予知情報の発表がされた場合。

b. 災害の発生その他の状況により必要と認めたとき。

（下線の部分が改訂部分）

改　　訂　　後	改　　訂　　前
c．危機管理課により携帯電話等に登録し自動的に連絡が来る。	c．平成28年度から防災課により携帯電話等に登録し自動的に連絡が来る。
救護活動体制について　〖体制図〗 体制図（差し替え）	医療救護活動体制について　〖体制図〗 体制図
第三節　救護所	第三節　救護所
救護所は、医療救護対策部長の指示のもと、状況に応じて災害拠点病院である順天堂大学医学部附属浦安病院及び東京ベイ・浦安市川医療センター前に優先的に開設する。その後、必要に応じて最大８箇所の救護所を開設する。 【救護所８箇所】 ①順天堂大学医学部附属浦安病院、②東京ベイ・浦安市川医療センター、③浦安中央病院、④浦安病院、⑤タムス浦安病院、⑥浦安市急病診療所、⑦堀江中学校、⑧明海小学校（各病院は、近隣地にトリアージエリアを確保する。）	※救護所は、医療救護対策部長の指示のもと、浦安市急病診療所に立上げ、その後、状況に応じて救護所を立上げる。 堀江中学校、明海小学校、浦安病院、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、（各病院は、近隣地にトリアージエリアを確保する。）
市内の各救護所（差し替え）	立上げ作業 作業フロー及び市内の各救護所
※活動について 2．設置方法 a．医療救護対策部が設置される。 b．医療救護対策部長が災害医療コーディネーター助言のもと救護所立上げ・医療救護班に活動開始の指示をする。	※活動について 2．設置方法 a．医療救護対策部が設置される。 b．救護所を浦安市急病診療所に立上げる。 c．医療救護対策部長が災害医療コーディネーター助言のもと救護所立上げ班活動開始の指示をする。 d．救護所立上げ班の連絡を待ち、医療救護チームは避難所へ活動開始する。

（下線の部分が改訂部分）

改　訂　後	改　訂　前
3．設置場所 順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、タムス浦安病院、浦安市急病診療所、堀江中学校、明海小学校 （各病院については、近隣地に救護所を開設する。）	3．設置場所 浦安市急病診療所（浦安市健康センター）、堀江中学校、明海小学校 浦安病院、順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院 （各病院については、近隣地に救護所を開設する。）
4．手順等 a．医療救護対策部にて救護所の設置が決定した場合、救護所立上げ・医療救護班が出動し、設置開始する。 施設管理者と連携して救護所を開設し、各施設の地域防災無線等により医療救護対策部の指示を受け、活動開始する。 b．救護所は、必要に応じて医療救護対策部で規模の縮小等を検討する。	4．手順等 a．医療救護対策部にて救護所の設置が決定した場合、救護所立上げ班が出動し、設置開始する。 施設管理者と連携して救護所を開設し、各施設の地域防災無線等により医療救護対策部の指示を受け、活動開始する。 b．医療救護対策部は、被災情報を収集し交代要員、応援等が必要な救護所に医療救護チームを派遣し、活動開始する。 c．救護所は、必要に応じて医療救護対策部で規模の縮小等を検討する。
第四節　千葉県災害医療本部及び医療機関との連携体制	第四節　千葉県災害医療本部との連携体制
概要 医療救護対策部は、様々な情報を千葉県災害医療本部と共有し、活動における事項を調整する。 医療救護対策部 1．情報共有 (3) ちば救急医療ネットの広域災害救急医療情報システム（以下、「ＥＭＩＳ」という。）により次の情報を確認し、必要に応じて代行入力を行う。 a．災害拠点病院及び災害医療協力病院の被災状況・傷病者の受入れ可否確認を行う。 b．広域搬送が必要な傷病者状況の確認をする。 c．被災地外災害拠点病院及び災害医療協力病院の傷病者受入れ状況を確認する。	概要 医療救護対策部は、様々な情報を千葉県災害医療本部と共有し、活動における事項を調整する。 医療救護対策部 1．情報共有 (3) ちば救急医療ネットの広域災害救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）により次の情報を確認する。 a．災害医療協力病院の被災状況・傷病者の受入れ可否確認を行う。 b．広域搬送が必要な傷病者状況の確認をする。 c．被災地外災害医療協力病院の傷病者受入れ状況を確認する。

（下線の部分が改訂部分）

改　　訂　　後	改　　訂　　前
3. 連絡手段 ＥＭＩＳ・電話・ＦＡＸ・メール等	3. 連絡手段 電話・ＦＡＸ・メール等
関係機関、団体等の役割業務 k. 救護所 ◆市町村が設置する災害医療救護活動を行う施設や場所のこと 市区町村が、協定等を事前に締結することにより災害時に救護活動を行う。（医療機関が指定される場合もある。） □トリアージの実施、軽症者の受入れ 設置場所： ①順天堂大学医学部附属浦安病院 ②東京ベイ・浦安市川医療センター ③浦安中央病院 ④浦安病院 ⑤タムス浦安病院 ⑥浦安市急病診療所 ⑦堀江中学校 ⑧明海小学校	関係機関、団体等の役割業務 k. 救護所 ◆市町村が設置する災害医療救護活動を行う施設や場所のこと 市区町村が、協定等を事前に締結することにより災害時に救護活動を行う。（医療機関が指定される場合もある。） □トリアージの実施、軽症者の受入れ。 施設場所：拠点救護所を浦安市急病診療所（浦安市健康センター）とする。 ・救護所立上げ班が開設準備を実施 ・状況に応じて他地区も開設開始 ○堀江中学校 ○明海小学校 ○浦安病院（近隣地） ○順天堂大学医学部附属浦安病院（近隣地） ○東京ベイ・浦安市川医療センター（近隣地） ○浦安中央病院（近隣地）
第２章　災害時医療の活動内容 第一節　７２時間以内（発災期から超急性期）の部門別活動内容	第２章　災害時医療の活動内容 第一節　４８時間以内（発災期から超急性期）の部門別活動内容
1. 部門別の活動内容　特に発災から３日間の活動について想定している。	1. 部門別の活動内容　特に発災から２日間の活動について想定している。
次の整理表は、部門別に急性期をさらに「数時間～２４時間以内」と「２４時間～７２時間」の２段階に区別し、各部門が行動するべき内容を整理したものである。	次の整理表は、部門別に急性期をさらに「数時間～２４時間以内」と「２４時間～４８時間」の２段階に区別し、各部門が行動するべき内容を整理したものである。

（下線の部分が改訂部分）

改　訂　後

＊部　門	Ⅰ　発災時から２４時間以内	Ⅱ　２４時間～７２時間
医療救護対策部	・浦安市健康センターに設置 ・医療機関の被災状況・傷病者の受入れ態勢の状況把握 ・救護所の設置検討 ・被災状況等の情報収集 ・市災害対策本部への状況報告 ・救護所の立上げ ・医療救護活動開始 （医療救護対策部へ状況報告） ・県災害対策本部への状況報告 ・広報活動 ・医療救護班・医薬品・衛生材料の輸送 ・関係機関への要員派遣等の協力及び応援要請 ・傷病者搬送車両の手配 ・関係機関への状況報告	・情報収集 ・救護所、避難所の状況把握 ・医療従事者等の健康管理 ・医薬品、衛生材料の要請 ・広報活動 ・関係機関への要員派遣等の協力及び応援要請 ・関係機関への状況報告
病　院 ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・浦安中央病院	・被災状況把握 ・ＥＭＩＳに情報登録(随時更新) （１時間以内） ・傷病者発生状況と受入れ態勢・被災状況を医療救護対策部へ報告 ・各病院の災害時マニュアルに	・ＥＭＩＳに情報登録(随時更新) ・各病院の災害時マニュアルに沿って活動 ・必要に応じて応援要請 ・ＤＭＡＴ受入れ

改　訂　前

＊部　門	Ⅰ　発災時から２４時間以内	Ⅱ　２４時間～４８時間
医療救護対策部	・浦安市健康センターに設置 ・医療機関の被災状況・傷病者の受入れ態勢の状況把握 ・救護所の設置検討 ・被災状況等の情報収集 ・市災害対策本部への状況報告 ・救護所立上げ班活動開始 ・医療救護チームが救護所へ移動し、災害医療救護活動開始 （対策部へ状況報告） ・県災害対策本部への状況報告 ・広報活動 ・医療救護班・医薬品・衛生材料の輸送 ・関係機関への要員派遣等の協力及び応援要請 ・傷病者搬送車両の手配 ・関係機関への状況報告	・情報収集 ・救護所、避難所の状況把握 ・医療従事者等の健康管理 ・医薬品、衛生材料の要請 ・広報活動 ・関係機関への要員派遣等の協力及び応援要請 ・関係機関への状況報告
病　院 ・浦安病院 ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・浦安中央病	・被災状況把握 ・ＥＭＩＳに情報登録(随時更新) （１時間以内） ・傷病者発生状況と受入れ態勢・被災状況を医療救護対策部へ報告 ・各病院の災害時マニュアルに	・ＥＭＩＳに情報登録(随時更新) ・各病院の災害時マニュアルに沿って活動 ・必要に応じて応援要請 ・ＤＭＡＴ受入れ

（下線の部分が改訂部分）

改　訂　後		
・浦安病院	沿って活動 ・必要に応じて応援要請	

第七節　被災者の健康管理について

継続医療が必要な傷病者への対応

市は、人工透析等が必要な慢性疾患を抱える被災者が、被災により透析治療が不可能となった場合、千葉県、医療機関と連携し、透析患者に対し受け入れ可能な医療施設を決定し、継続医療を受けられる体制を整備する。

透析患者への対応体制図（差し替え）

改　訂　前		
院	沿って活動 ・必要に応じて応援要請	

第七節　被災者の健康管理について

◎継続医療が必要な傷病者への対応

市は、人工透析等が必要な慢性疾患を抱える被災者には、市内の医療機関で対応し、対応が困難な場合は、県、医療機関への連携により治療が行える医療機関を確保して移送するとともに、投薬が受けられる措置を講じる。

概要

透析患者への対応については、医療サービスの提供が滞ることのないよう留意することが重要である。

1．透析患者への対応

(1)情報提供等

a．各透析施設は、医療救護対策部へ、被害状況や受入れ態勢等の連絡を入れる。

b．医療救護対策部は、各透析施設からの情報を千葉県災害医療本部へ連絡する。

c．日本透析医会に登録されている各透析施設は、災害時情報ネットワークを利用して情報を共有する。

(2)透析患者の配分調整

a．千葉県災害医療本部は、連絡された情報や千葉県救急医療ネットを活用し二次医療圏の各透析施設で分担する透析患者の配分調整を行い、必要に応じて他地区の透析施設と連絡調整の実施する。

(3)透析患者への連絡

a．被災した透析施設は、施設を利用している透析患者に対して、他の受入れ施設を決定し、同患者に対し、連絡する。移送手段は、千葉県災害医療本部や日本透析医会の指示を仰ぐ。

（下線の部分が改訂部分）

改　訂　後	改　訂　前
	b. 被災した透析施設と連絡が取れない透析患者には、他の受入れ施設について、日本透析医会の災害時情報ネットワークを確認し、情報を提供する。
	透析患者への対応体制図
第４章　日ごろの防災対策 第四節　災害医療対策会議	第４章　日ごろの防災対策 第四節　災害医療対策会議
平常時に災害医療に関して関係機関が話し合う場として、定期的に『浦安市災害医療対策会議』を開催し、各関係機関（浦安市（危機管理課・消防本部・健康増進課）・千葉県・浦安警察等）の連携を図ることとする。	平常時に災害医療に関して関係機関が話し合う場として、定期的に『浦安市災害医療対策会議』を開催し、各関係機関（浦安市（防災課・消防本部・健康増進課）・千葉県・浦安警察等）の連携を図ることとする。
第５章　資料編	第５章　資料編
医療救護活動通信網図（差し替え）	医療救護活動通信網図

浦　安　市
災害医療救護対策マニュアル

健康こども部　健康増進課

平成 29 年３月（策定）

令和８年７月（改訂）

― 目 次 ―

第１章　災害時医療の体制

第一節　本マニュアルの目的　１
〖適用〗

第二節　医療救護対策部　１

１　役割・・・

関係機関、団体の役割業務 8
a. 千葉県災害医療本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
b. 千葉県市川健康福祉センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
c. 浦安市医師会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
d. 浦安市歯科医師会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
e. 浦安市薬剤師会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
f. 千葉県柔道整復師会市川浦安支部・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
g. 千葉県助産師会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
h. 透析施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
ｉ. 災害医療協力病院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
ｊ. 災害拠点病院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
k. 救護所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

医療救護活動の流れ 10
体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第 2 章　災害時医療の活動内容

第一節　７２時間以内(発災期から超急性期)の部門別活動内容 11
※特に発災から３日間の活動を想定
１　部門別の活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
参考　※発災後 1 週間～1 か月(移行期から復旧期)のメンタルヘルスにおける部門別活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第二節　災害医療協力病院の活動内容 14

概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
１　役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
２　活動事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
３　留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第三節　災害拠点病院の活動内容 15

概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
１　役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
２　活動事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
３　留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第四節　傷病者の搬送等　16

１　手順等・・・

第４章　日ごろの防災対策

第一節　救護所の環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

第二節　救護所における配置要員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

第三節　訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

第四節　災害医療対策会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

第五節　住民への啓発活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

１　概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
２　手段等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

第５章　資料編

第1章　　災害時医療の体制

第一節　　本マニュアルの目的

地震等の大規模災害が発生した場合に、速やかに、浦安市災害医療救護対策部(以下、「医療救護対策部」という。)を立上げ、可能な限り医療を提供することにより、災害による健康被害を最小限にとどめることを目的とする。

特に発災から 3 日間の活動について想定している。

【適用】

○医療救護対策部の設置については、浦安市災害対策本部が設置された時とする。

○本マニュアルは、医療救護対策部が設置された時に活用される。

○浦安市災害対策基本条例抜粋

(応急医療体制の整備)

第 20 条　市長は、あらかじめ、災害時における応急医療体制を整備し、災害時においては、市民等及び医療機関と連携協力して、傷病者の救護に当たらなければならない。

第二節　　医療救護対策部

1. 役割

a. 地域防災計画に基づき、医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備をする。
b. 発災時からの地域医療の復旧に至るまで、救護所設置命令と医療救護活動を実施する。
c. 医療関係各協定団体等、各組織と情報の要となり情報収集、発信、指揮の基盤となる。
d. 医療資源である人や物の適切な分配を行うため、指揮をする。
e. 災害医療コーディネーターを配置し、市内の救護活動について調整する。
f. 県の災害医療本部及び合同救護本部、病院等の医療機関と緊密に連携し医療活動を開始する。
g. 来援救護チームの受入れと、市救護活動の一体的な活動を実施する。

2. 体制

指揮	医療救護対策部長(健康こども部長)、医療救護対策部次長（健康こども部次長）
担当	健康こども部健康増進課及び母子保健課の課長・課長補佐・係長・保健師・事務職等 (各班のサポート要員として、健康こども部各所属(健康増進課及び母子保健課除く)から 1～2 名応援。)

医療救護対策部設置

役割	担当事務職	内　容
対策部長 1人	部長 1人	・医療救護対策部全体の指揮
対策部次長 1人	次長 1人	・医療救護対策部全体の指揮補佐
対策部統括 2人～6人	課長 2人 （72時間後課長6人）	・調整班、情報班、救護支援班の統括及び指示等 （72時間後、避難所及び各所管施設の対策）
災害医療 コーディネーター 2人	医師 2人	・助言、提案、調整等
調整班 5人	課長補佐1人・係長1人・ 事務職3人	・関係機関との連絡調整 ・災害医療コーディネーター助言のもと、指示、采配
情報班 4人	課長補佐 1人 事務職 3人	・情報収集、分析、伝達、発信の指示
救護支援班 8人	係長2人・保健師等2人・ 事務職4人	・救護活動の指示 ・医療救護対策部の活動支援、ロジスティック等
救護所立上げ・ 医療救護班 1班30人	係長1人・保健師2人・ 事務職17人 ※支援団体より 医師3人、歯科医師1人、 薬剤師1人、看護師4人、 柔道整復師1人	・資器材等の運搬、テント設置、トリアージ準備等 ・トリアージの実施、災害用カルテ記載、傷病者の処置等

※支援団体：浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県柔道整復師会市川浦安支部、
千葉県助産師会

3. 参集基準

全職員

下記の内容で、各自参集する。

a. ①浦安市が震度５強以上を確認した場合。(自動参集)
②浦安市が震度５弱以下で市長が必要と認めた場合。
③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表がされた場合。

b. 災害の発生その他の状況により必要と認めたとき。

c. 危機管理課により携帯電話等に登録し自動的に連絡が来る。

4. 備品等　　情報活動のための通信器、情報整理のための用具(地図・ホワイトボード、記録紙等)
夜間や停電時の対応のための照明(懐中電灯等)整備

5. 活動内容

○医療救護対策部が設置された時は、本マニュアルに基づき速やかに以下の活動を開始する。

情　報	(1)	広報・情報収集、提供活動 災害対応病院の傷病者受入れ態勢、医療救護チーム派遣の情報把握
	(2)	千葉県災害医療本部との情報共有
	(3)	その他関係機関との情報交換
人　員	(4)	浦安市の医師会、歯科医師会、薬剤師会等、医療機関等の被害状況の把握
	(5)	医療機関の傷病者受入れ態勢、救護所等への医療救護チーム派遣
	(6)	医療機関、救護所の傷病者の把握、搬送手段、搬送先の調整
物資資源	(7)	関係機関への要員派遣等の協力・応援要請
	(8)	救護所の設置検討
	(9)	救護所の設置・運営
	(10)	医薬品・衛生材料の流通状況、補充調整
	(11)	医薬材料品の輸送

(注)　・災害対応病院とは、災害拠点病院・災害医療協力病院を含む医療機関のことをいう。

6. 設置場所

○浦安市健康センター

7. 留意事項

○医療救護対策部や救護所等の医療従事者の疲労等を考慮し、災害対策本部と連携し合い、従事者の体調や体力等を回復させるために交代制で対応する。

救護活動体制について　〖体制図〗

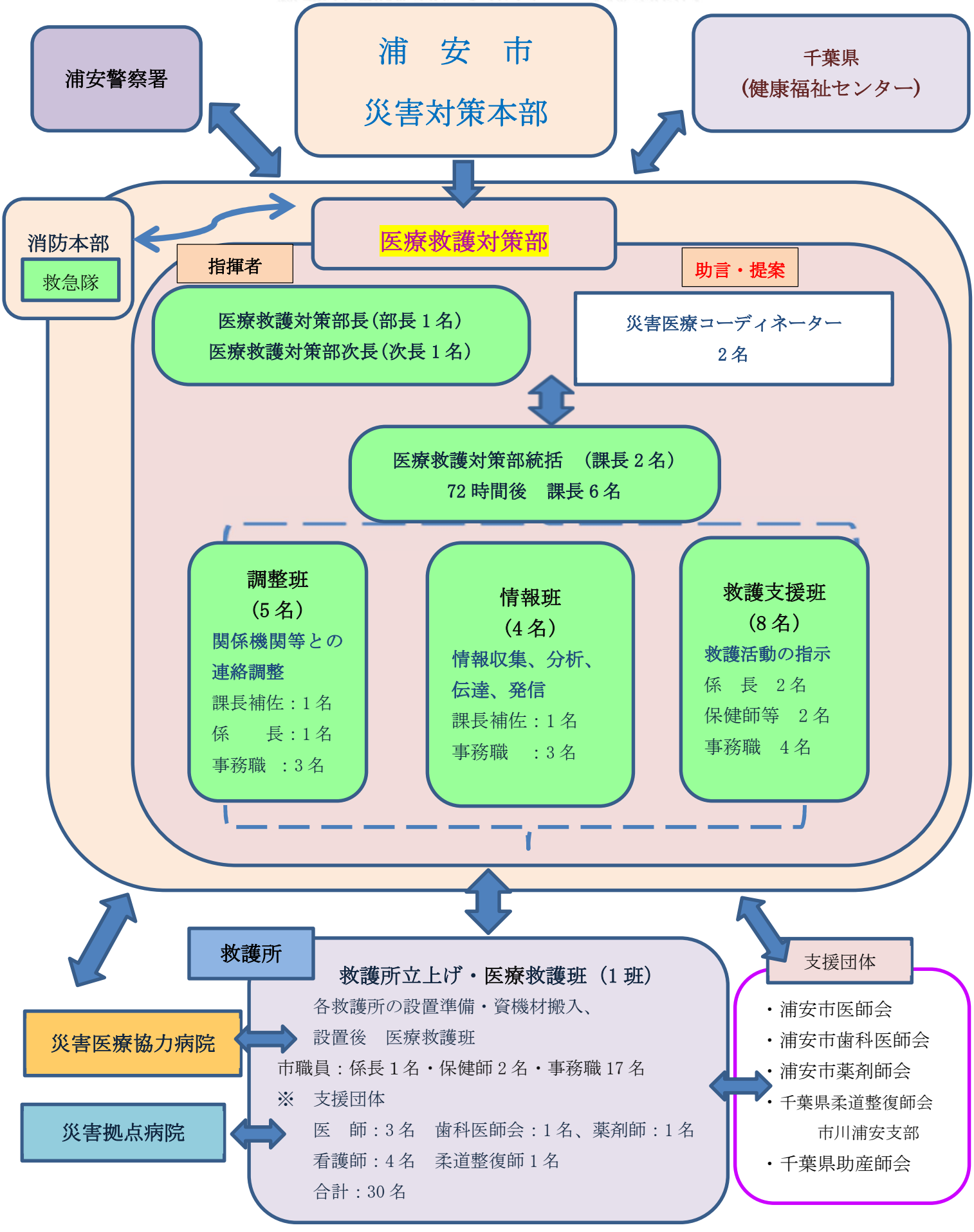

第三節　　救護所

救護所は、医療救護対策部長の指示のもと、状況に応じて災害拠点病院である順天堂大学医学部附属浦安病院及び東京ベイ・浦安市川医療センター前に優先的に開設する。その後、必要に応じて最大８箇所の救護所を開設する。

【救護所８箇所】

①順天堂大学医学部附属浦安病院、②東京ベイ・浦安市川医療センター、

③浦安中央病院、④浦安病院、⑤タムス浦安病院、⑥浦安市急病診療所、⑦堀江中学校、⑧明海小学校

（各病院は、近隣地にトリアージエリアを確保する。）

※医療救護対策部は、医療救護対策部長の指揮・命令のもと、災害医療コーディネーターの助言と調整により、各班担当者と協力しあい、救護所の設置を行う。

その後、救護活動を実施する。

市内の各救護所

<table>
<tr><th colspan="8">立上げ救護所</th></tr>
<tr><td>順天堂大学
医学部附属
浦安病院</td><td>東京ベイ・
浦安市川医
療センター</td><td>浦安中央
病　　院</td><td>浦安病院</td><td>タムス
浦安病院</td><td rowspan="2">浦安市
急病診療所</td><td>堀　江
中学校</td><td>明　海
小学校</td></tr>
<tr><td colspan="5">（各病院の近隣地）</td><td colspan="2">校庭・体育館等</td></tr>
</table>

※活動について

概要

救護所は、災害発生時に指定した場所に設置する。救護所では、被災市民のトリアージ、応急措置及び負傷者の搬送など、円滑な医療救護活動を行う。

1. 役割

救護所内には、組織に基づく役割を基本に各要員が協力して実施

2. 設置方法

a. 医療救護対策部が設置される。

b. 医療救護対策部長が災害医療コーディネーター助言のもと救護所立上げ・医療救護班に活動開始の指示をする。

3. 設置場所

順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター、浦安中央病院、浦安病院、タムス浦安病院、浦安市急病診療所、堀江中学校、明海小学校

(各病院については、近隣地に救護所を開設する。)

4. 手順等

a. 医療救護対策部にて救護所の設置が決定した場合、救護所立上げ・医療救護班が出動し、設置開始する。

施設管理者と連携して救護所を開設し、各施設の地域防災無線等により医療救護対策部の指示を受け、活動開始する。

b. 救護所は、必要に応じて医療救護対策部で規模の縮小等を検討する。

5. 活動事項

a. トリアージを行う。

b. 重症者及び中等症者を各医療機関に搬送する。

c. 軽症者への応急対応を行う。

d. 医薬品・衛生材料の需給状況を把握する。

e. 診療記録として、時系列に記録(診療録・診療日誌・業務日誌・傷病者一覧)の作成する。

6. 役割分担表

<table>
<tr><td rowspan="2">○救護所の開設、運営等</td><td>救護所立上げ班、市職員等</td><td>負傷者等の区分
(トリアージの色)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療救護チーム、医師の指示のもと、
看護師、保健師、ロジステイック担当者</td><td rowspan="2">(赤色タグ)重症者
(黄色タグ)中等症者</td></tr>
<tr><td>○トリアージ、重症者・中等症者の病院への搬送指示等</td></tr>
<tr><td>○軽症者への応急対応等(消毒等)</td><td>医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、
助産師、看護師、保健師等</td><td>(緑色タグ)軽症者</td></tr>
<tr><td>○医療救護対策部連絡調整等
○医薬品、衛生材料の管理、要請等
○医療ボランティアの要請・調整等
○搬送の調整等</td><td>内容に応じて担当決定
市職員等</td><td>－</td></tr>
</table>

第四節　　千葉県災害医療本部及び医療機関との連携体制

概要

医療救護対策部は、様々な情報を千葉県災害医療本部と共有し、活動における事項を調整する。

医療救護対策部

1. 情報共有

(1) 千葉県災害医療本部へ次の事項を連絡する。

a. 医療救護対策部の設置の報告をする。

b. 救護所の設置状況を確認する。

c. その他、連絡が必要な事項を報告する。

(2) 千葉県災害医療本部から千葉県及び他都道府県のＤＭＡＴの派遣状況の確認をする。

(3) ちば救急医療ネットの広域災害救急医療情報システム（以下、「ＥＭＩＳ」という。）により次の情報を確認し、必要に応じて代行入力を行う。

a. 災害拠点病院及び災害医療協力病院の被災状況・傷病者の受入れ可否確認を行う。

b. 広域搬送が必要な傷病者状況の確認をする。

c. 被災地外災害拠点病院及び災害医療協力病院の傷病者受入れ状況を確認する。

2. 要請事項

(1) 広域搬送(救急車両やヘリによる搬送等)を行う。

(2) 医療救護班の派遣をする。

(3) 医薬品と必要な物資の提供を行う。

3. 連絡手段

ＥＭＩＳ・電話・ＦＡＸ・メール等

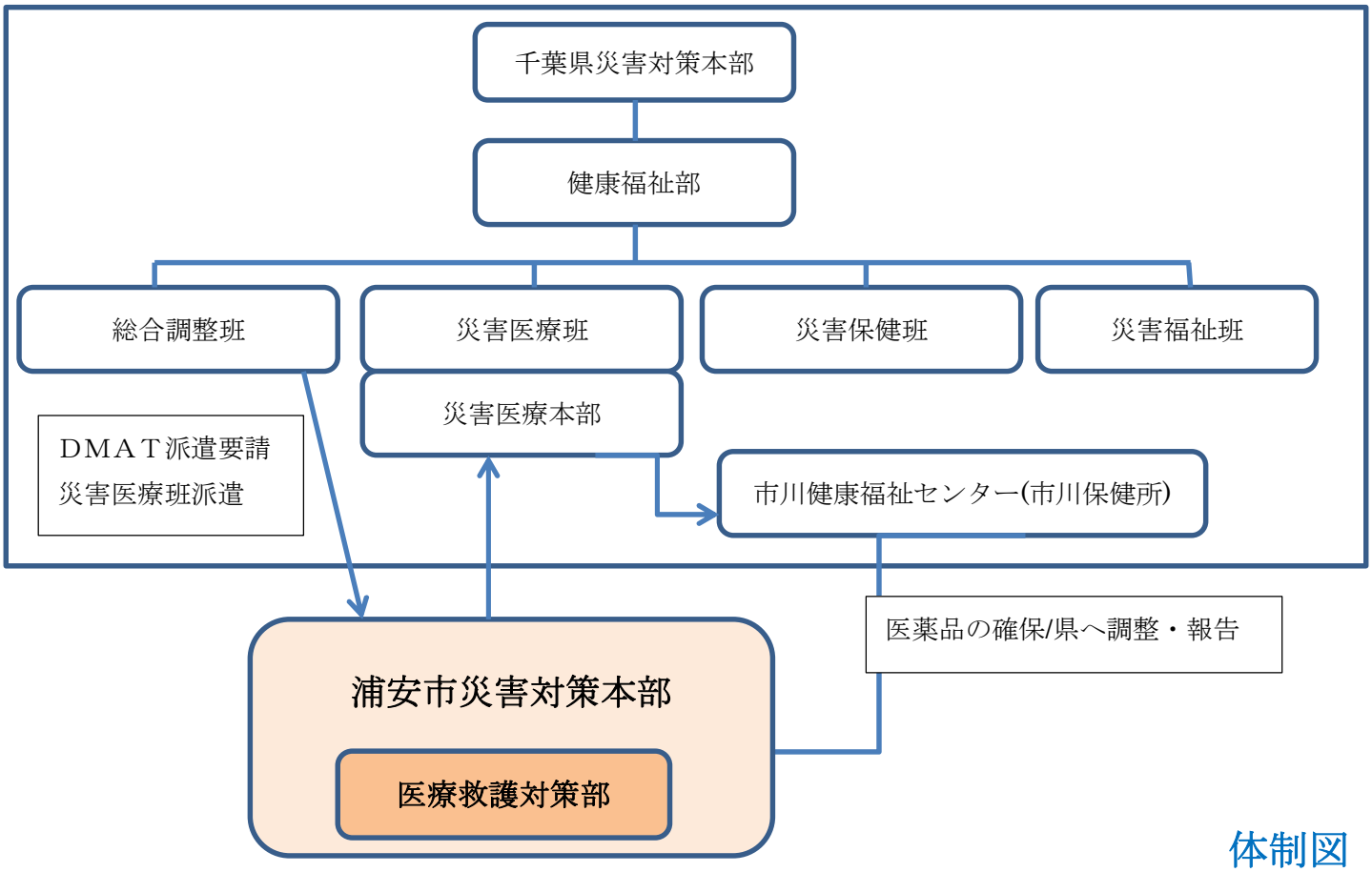

体制図

関係機関、団体等の役割業務

名　　称	役割等の業務
a．千葉県災害医療本部	◆災害対策本部、災害医療本部(ＤＭＡＴ調整本部、派遣調整部、調整情報班)設置 ◆災害医療コーディネーター、統括ＤＭＡＴ、災害医療本部のメンバー参集 ◆被害状況の把握、医療機関の状況把握(ちば救急医療ネット、ＥＭＩＳ等) ◆DMAT 調整本部による県内外ＤＭＡＴ活動受入れ、派遣要請方針の決定調整 ◆県内におけるＤＭＡＴ隊員等の派遣、待機要請、県職員等の調整 ◆ＳＣＵの設置(準備) ◆国、九都県市、自衛隊等に派遣要請
b．千葉県市川健康福祉センター	◆管内の被害状況、医療機関の情報把握、備蓄医薬品提供 ◆市救護対策部の支援 ◆災害医療本部への現状報告 ◆在宅難病者・在宅小児慢性特定疾患児に対する調整及び支援等
ｃ．浦安市医師会	〖災害時の医療救護活動に関する協定書(浦安市医師会)〗に基づく ◆傷病者に対する応急措置や医療処置を実施 ◆広域医療機関への転送の要否確認(トリアージ) ◆災害医療コーディネーターへの支援 ◆死亡の確認 ◆その他上記以外に必要な業務等
ｄ．浦安市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(浦安市歯科医師会)〗に基づく ◆医療機関への収容の要否の決定 ◆その他上記以外に必要な業務等
ｅ．浦安市薬剤師会	〖災害時の医薬品の供給及び応急救護活動に関する協定書(浦安市薬剤師会)〗に基づく ◆医薬品供給と管理 ◆その他上記以外に必要な業務等
ｆ．千葉県柔道整復師会市川浦安支部	〖災害時の応急救護活動に関する協定書(千葉県接骨師会)〗に基づく ◆救護班(柔道整復師法的活動を含む。)の派遣 ◆衛生材料等の提供、その他上記以外に必要な業務等
ｇ．千葉県助産師会	〖災害時における妊産婦等応急救護活動並びに母子等の支援に関する協定書(千葉県助産師会)〗に基づく ◆妊産婦、母子等への応急手当及び健康管理 ◆被災した(滞留者を含む)した母子等への相談と支援活動 ◆その他上記以外に必要な業務等

ｈ．透析施設	◆医療救護対策部との受入れ体制の連絡、透析患者の受入れ 病院名：順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター等 (※水の供給が確保されている場合に限る。)
ｉ．災害医療協力病院	◆災害時において、患者受入れを行う医療機関を県独自で位置づけ (救急告示病院・輪番制参加病院) □中等症者、重症者の受入れ □重症者の災害拠点病院へ搬送及び広域搬送の対応 病院名：浦安中央病院・浦安病院
ｊ．災害拠点病院	◆災害時に重篤患者の救命医療等を行う医療機関で国が示す基準に従い県が指定 □重症者の受入れ □広域搬送への対応 □ＤＭＡＴの派遣、ＤＭＡＴ等医療チームの受入れ 病院名：順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
ｋ．救護所	◆市町村が設置する災害医療救護活動を行う施設や場所のこと 市区町村が、協定等を事前に締結することにより災害時に救護活動を行う。 (医療機関が指定される場合もある。) □トリアージの実施、軽症者の受入れ 設置場所： ①順天堂大学医学部附属浦安病院 ②東京ベイ・浦安市川医療センター ③浦安中央病院 ④浦安病院 ⑤タムス浦安病院 ⑥浦安市急病診療所 ⑦堀江中学校 ⑧明海小学校

※参集の基準を震度５強とし、各団体のメンバーは、事前に選任し浦安市急病診療所へ集合すること。

医療救護活動の流れ

災害医療救護活動の流れを３段階に分けて計画している。

救護の段階	救護活動の内容
一次救護	被災地内の救護所や医療施設で負傷者等に行われるトリアージや応急治療を実施
二次救護	一次救護の結果、さらに治療が必要と判断された患者に対し、主に被災地内の医療機関で実施される医療活動
三次救護	二次救護の結果、さらに治療が必要と判断された患者や、二次救護に関わる医療機関の医療機能を維持するために転院が必要とされる患者に対して、被災地の周辺地域や遠隔地の医療機関で実施される医療活動

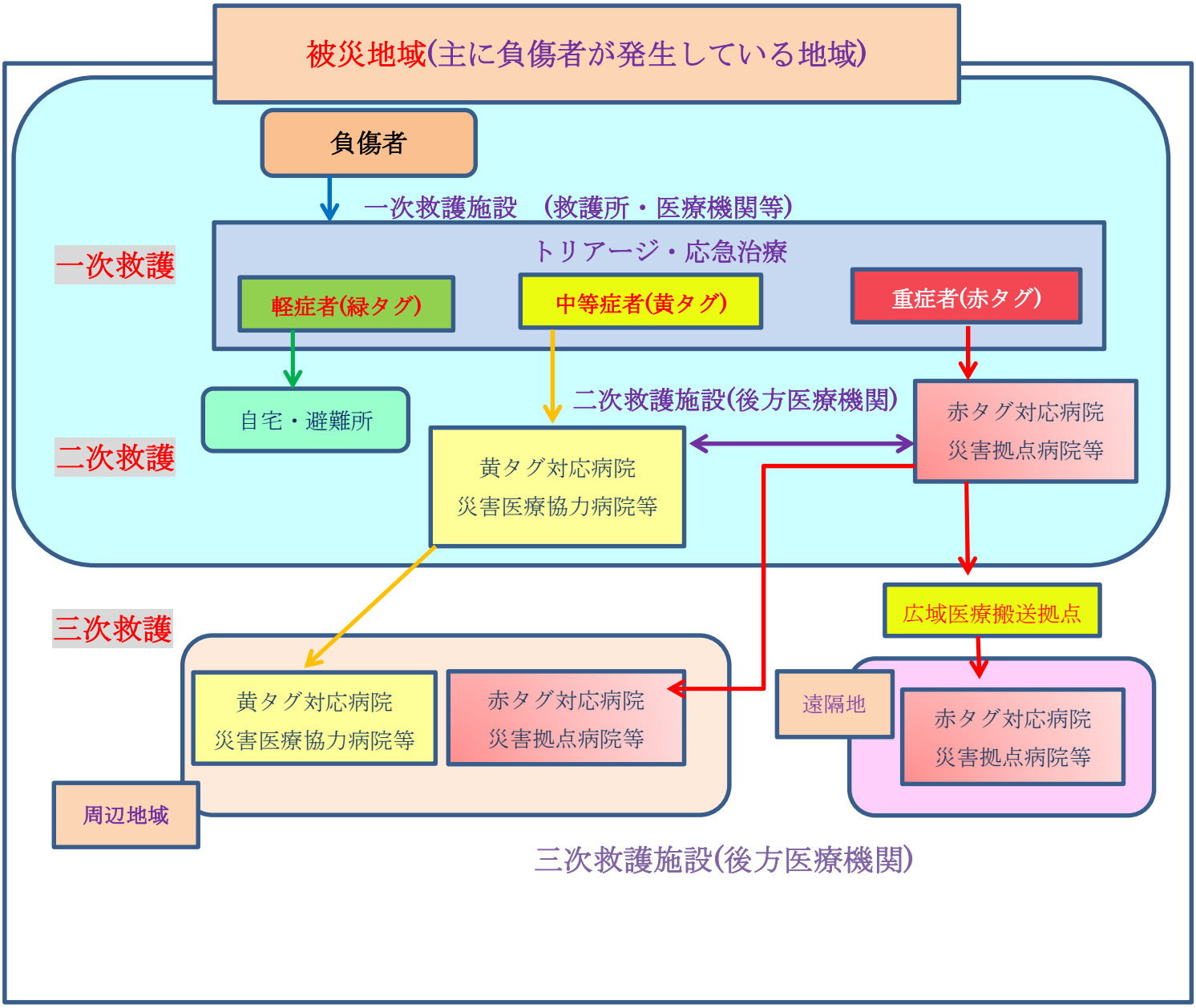

体制図

第２章　　災害時医療の活動内容

第一節　　７２時間以内(発災期から超急性期)の部門別活動内容

1．部門別の活動内容　　**特に発災から３日間の活動について想定している。**

次の整理表は、部門別に急性期をさらに「数時間～２４時間以内」と「２４時間～７２時間」の２段階に区別し、各部門が行動するべき内容を整理したものである。

＊部　門	Ⅰ　発災時から２４時間以内	Ⅱ　２４時間～７２時間
医療救護対策部	・浦安市健康センターに設置 ・医療機関の被災状況・傷病者の受入れ態勢の状況把握 ・救護所の設置検討 ・被災状況等の情報収集 ・市災害対策本部への状況報告 ・救護所の立上げ ・医療救護活動開始 (医療救護対策部へ状況報告) ・県災害対策本部への状況報告 ・広報活動 ・医療救護班・医薬品・衛生材料の輸送 ・関係機関への要員派遣等の協力及び応援要請 ・傷病者搬送車両の手配 ・関係機関への状況報告	・情報収集 ・救護所、避難所の状況把握 ・医療従事者等の健康管理 ・医薬品、衛生材料の要請 ・広報活動 ・関係機関への要員派遣等の協力及び応援要請 ・関係機関への状況報告
災　害　医　療 コーディネーター	・災害医療コーディネーターとして活動開始 (医療救護対策部へ参集) ・救護所・医療機関と連携し傷病者や従事者を調整	・来援救護チームの受入れ調整 ・救護所の調整
浦安市医師会	・健康センターへ参集 ・医師会会員の被災状況把握、救護所への支援 ・軽症者・中等症者の対応	・救護所への支援 ・死体検案の協力
浦安市歯科医師会	・健康センターへ参集 ・歯科医師会会員の被災状況把握、救護所への支援 ・口腔内軽症者の消毒等 ・デンタルチャート作成	・救護所への支援 ・死体検案の協力 ・デンタルチャート作成
浦安市薬剤師会	・健康センターへ参集 ・薬剤師会会員の被災状況把握、救護所の薬剤管理 ・軽症者の対応消毒等	・救護所の薬剤管理

千葉県柔道整復師会 市川浦安支部	・健康センターへ参集 ・柔道整復師会会員の被災状況把握、・救護所への支援 ・骨折者等の治療施術	・救護所、避難所への支援
千葉県助産師会	・健康センターへ参集 ・助産師会会員の被災状況把握、救護所への支援 ・産婦、乳児の対応	・救護所、避難所への支援
救　護　所	・施設管理者と連携し開設準備 ・救護所立上げ班活動開始 ・医療救護チームが救護所へ派遣(本部へ状況報告) ・被災住民のトリアージ ・軽症者の医療処置 ・中等症者、重症者の病院搬送 ・医薬品、衛生材料の要請	・被災住民のトリアージ ・軽症者の医療処置 ・中等症者、重症者の病院搬送 ・医薬品、衛生材料の要請
病　院 ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター ・浦安中央病院 ・浦安病院	・被災状況把握 ・ＥＭＩＳに情報登録(随時更新) (１時間以内) ・傷病者発生状況と受入れ態勢・被災状況を医療救護対策部へ報告 ・各病院の災害時マニュアルに沿って活動 ・必要に応じて応援要請	・ＥＭＩＳに情報登録 (随時更新) ・各病院の災害時マニュアルに沿って活動 ・必要に応じて応援要請 ・ＤＭＡＴ受入れ
透析対応病院 ・順天堂大学医学部附属浦安病院 ・東京ベイ・浦安市川医療センター	・被災状況把握 ・日本透析医会災害時情報ネットワークに情報登録(随時更新) ・各病院の災害時マニュアルに沿って活動 ・必要に応じて応援要請	・日本透析医会災害時情報ネットワークに情報登録 (随時更新) ・各病院の災害時マニュアルに沿って活動 ・必要に応じて応援要請

備　考

○随時、情報更新共有を忘れないよう記録

○乳幼児のための粉ミルク・女性のための日用品(ナプキン等)・乳幼児用・高齢者用おむつ等を用意

参考

※発災後１週間～１か月(移行期から復旧期)のメンタルヘルスにおける部門別活動内容

＊部　　門	避難生活の長期化によるニーズの多様化、域外からの医療救護班の参集、復旧に向けての作業による健康状況の確認
医療救護対策部	救護所・避難所の状況把握、状況に応じて救護所の縮小、医療従事者の健康管理、医薬品、感染症や食中毒の予防啓発、衛生材料の要請、広報活動、医療救護チームを作って避難所へ巡回を実施
災　害　医　療 コーディネーター	来援医療チームの受入れ、調整、救護所、避難所の派遣体制
浦安市医師会	メンタルヘルスや在宅医療患者への訪問医療等医療活動 救護所、避難所への支援
浦安市歯科医師会	死体検案の協力 避難者の災害医療救護対策で医療救護チームの巡回や健康相談の健康管理
浦安市薬剤師会	避難者の災害医療救護対策で医療救護チームの巡回や健康相談の健康管理
救　護　所	避難者の災害医療救護対策として医療救護チーム巡回、メンタルヘルス、エコノミークラス症候群、インフルエンザ等の予防、医療相談等の健康管理
病　　院	インフルエンザ等感染症、予防や健康相談等の健康管理
透析対応病院	治療や投薬が受け入れられるように、県や医療関係者に要請、対応実施

※２週間で小・中学校は再開し、救護所は縮小し、診療所の復活、医療救護チームが避難所等を巡回する。

第二節　　災害医療協力病院の活動内容

概要

災害医療協力病院は、災害発生時から医療協力病院として、中等症者以上の傷病者の医療措置を円滑に行うための病院である。

1. 役割

⑴一次救護施設で中等症者等をトリアージし、応急処置

⑵患者の転院が必要な場合で、医療機関での搬送調整が困難な場合は、医療救護対策部に転送先の確保を要請

⑶ＤＭＡＴ、日赤救護班等の外部医療救護班が来援した場合には、自院の診療に協力を求めるとともに、その活動に協力

2. 活動事項

⑴病院内の被災状況把握

⑵ＥＭＩＳに情報登録(随時更新)

⑶傷病者発生状況と受入れ体制、被災状況を医療救護対策部へ報告

⑷院内災害対策本部を設置し、各病院の災害時マニュアルに沿って行動

⑸収容している傷病者数を入口等の見やすい場所に表示

3. 留意事項

⑴トリアージ黄タグ傷病者の医療措置

⑵トリアージ緑タグ傷病者に対して、救護所や開設している診療所を案内

平常時から災害拠点病院とともに地域の災害医療体制整備について積極的に関与

第三節　　災害拠点病院の活動内容

概要

災害拠点病院は、災害発生時に重症者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム(以下「ＤＭＡＴ」という。) 受入れ及び派遣を行う等、災害医療に関して中心的な役割を果たす病院があり、また、災害時の対応をより、速やかなものにするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

1. 役割

(1)トリアージの実施
(2)救護所で処置が困難な重症者の処置及び収容
(3)広域的な災害拠点病院への患者搬送の要請
(4)広域医療搬送拠点等への患者搬送の要請
(5)救護所が被災し医療救護が困難な市区町村の重症者及び中等症者の処置及び収容
(6)医療救護活動の記録及び診療等の記録　　(診療日誌及び業務日誌等)
(7)遺体搬送の手配
(8)その他必要な事項

2. 活動事項

(1)多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
(2)患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
(3)自己完結型の医療チームの派遣機能
(4)地域の医療機関への応急用資器材の貸出機能
(5)順天堂大学医学部附属浦安病院と東京ベイ・浦安市川医療センターは、災害拠点病院として、病院間の患者搬送基地として機能

3. 留意事項

県ＤＭＡＴ調整本部と連携し、活動の根拠として活動

第四節　　傷病者の搬送等

1. 手順等

搬送手段は、次のようなものが考えられる。

〖例　　示〗

搬　送　場　所	症　　状	搬送及び協力手段等
○自宅等　　⇒救護所	軽症者～	・徒歩、自主防災組織による救出 (市民自家用車・リヤカー等)
○救護所　　⇒災害医療協力病院	中等症者～	・市民自家用車 ・公用車等、協力搬送による救出 ・救急車等
○救護所　　⇒災害拠点病院 ○災害医療協力病院　⇒災害拠点病院	中等症者～ 重症者	・救急車等 ・ＤＭＡＴの協力
○災害医療協力病院　⇒地域災害拠点病院 ○災害拠点病院　　⇒広域災害拠点病院	中等症者～ 重症者	・救急車・自衛隊ヘリコプター等 ・ＤＭＡＴの協力
〖注意〗搬送手段は、臨機応変に行い、搬送トリアージを実施し、優先順位を付ける。		

※重症者については、「病態を安定化させる治療」を施し、搬送先の選定、搬送方法、搬送優先順位(トリアージ)を実施し、ヘリコプター等を活用し搬送する。

第五節　　医薬品、衛生材料の搬送等

1. 手順等

各救護所に、「応急処置セット」にて医薬品、衛生材料を救護所立上げ班が搬入する。

↓

医療救護対策部は、救護所や病院等から不足している医薬品、衛生材料の供給要請を受け、備蓄薬品を市職員等が搬送する。

↓

医療救護対策部は、薬剤師会、市川健康福祉センターへ供給を要請する。

第六節　　情報収集、発信等

概要

関係機関等と相互に連絡及び調整を行う。

1. 役割　　医療救護対策部は、被害状況等の情報収集を行う。
　　千葉県災害医療本部、その他との情報共有を図る。
2. 通信手段　地域防災無線、アマチュア無線、電話、携帯電話、FAX、メール、ツイッター等を利用する。
3. 調整事項　ＥＭＩＳ(広域災害救急医療情報システム)を使用し、病院は、随時、病院情報を登録する。

第七節　　被災者の健康管理について

継続医療が必要な傷病者への対応

市は、人工透析等が必要な慢性疾患を抱える被災者が、被災により透析治療が不可能となった場合、千葉県、医療機関と連携し、透析患者に対し受け入れ可能な医療施設を決定し、継続医療を受けられる体制を整備する。

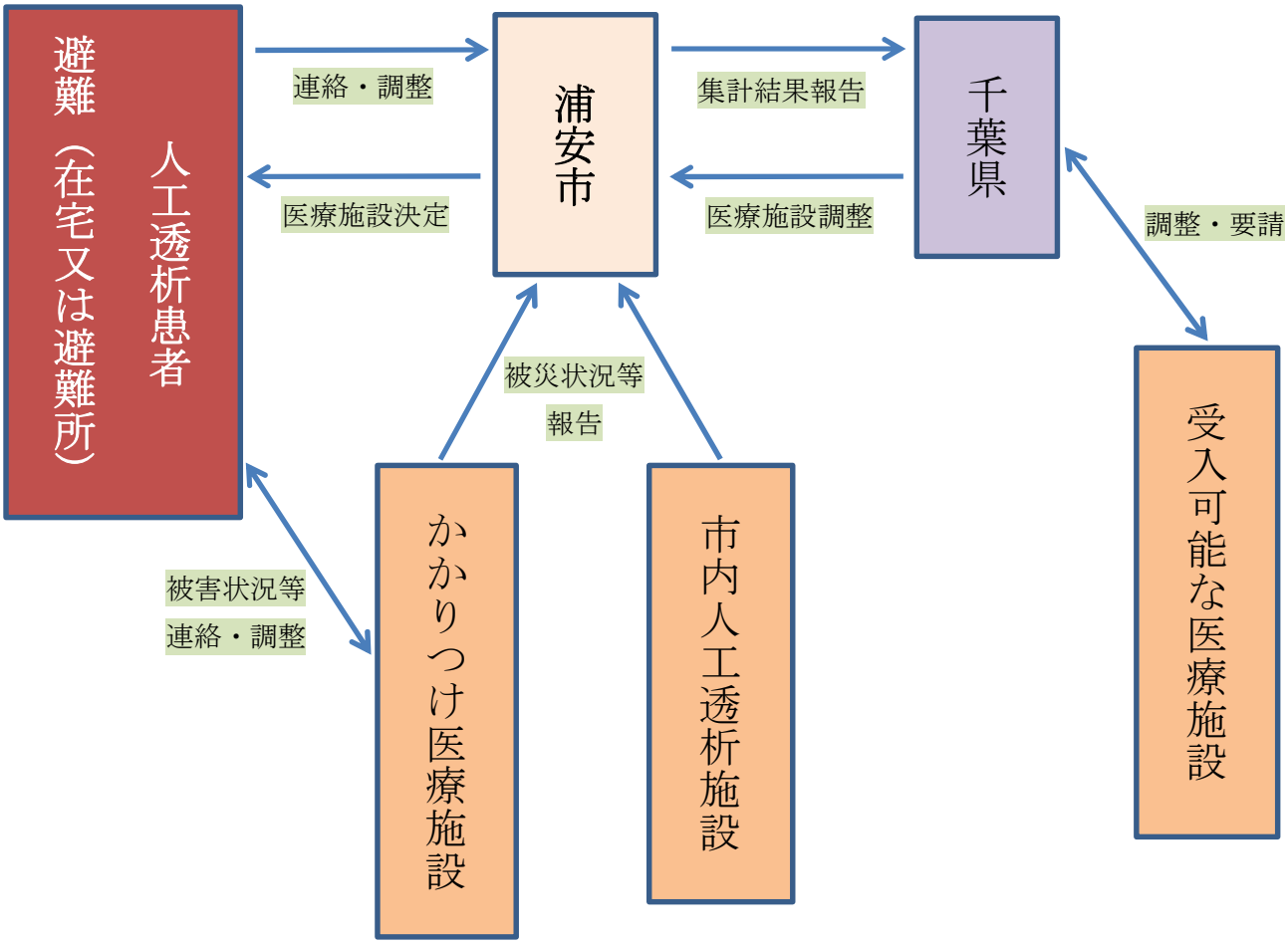

透析患者への対応体制図

第３章　　災害時の具体的な医療救護活動内容

第一節　　応急処置

概要

発災後、多数の傷病者が、一時的に救護所や病院等に集中し、混乱する可能性がある。

救護所では、トリアージを実施した後、応急措置を行い、必要に応じて各病院等と連携する。

1. 手順等

(1)応急スペースを確保

(2)指揮系統と役割分担を明確化

(3)外科的処置の留意点は、次のとおりに実施

a. 至急、止血する。

b. 創は可能な限り水道水等で洗浄する。

c. 汚染のない切り傷は、洗浄後、テープ等で縫合する。

d. 汚染創は縫合しない。縫合された汚染創を見たときはこれを開放する。

e. 処置は、短時間に終了する範囲にとどめる。

f. 杙創(よくそう)(杭等が刺さった創)は、そのまま手をつけずに搬送する。

g. 骨折は、一時的な簡易固定にとどめて搬送する。

h. 限られた医療措置を行ってから搬送する。

2. 注意事項

(1)災害の状況を判断しながら、現場で必要最小限の処置を実施

(2)バイタルサインの安定化を第一の目的と認識

(3)多数の傷病者を扱う場合でも、可能な限り診療録を作成

(その余裕がない場合は、トリアージタグをカルテの代用でも可)

(4)医療者が不足する場合は、現場で臨機応変に援助者を募り処置の協力を要請

第二節　　緊急輸送

概要

※重症者等の緊急輸送には、災害拠点病院に設置されるＤＭＡＴ活動拠点本部、ＤＭＡＴ千葉県調整本部と連携が必要となる。

浦安市は、常に訓練を受けているＤＭＡＴを要請するために、県や各関係諸機関と連携を図り、地上の輸送ではない方法として、航空機等の連絡体制を把握すること。

浦安市地域防災計画震災編抜粋

認識証明書

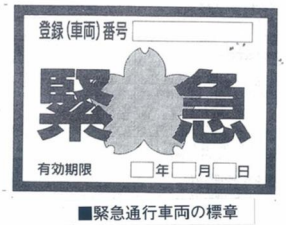

■緊急通行車両の標章

ドクターヘリコプター



船舶による輸送



第４章　　日ごろの防災対策

第一節　　救護所の環境整備

1. 救護所には、傷病者に応急対応するための医薬品・衛生材料等を応急処置セット・救護所ＢＯＸを配置し、適切な維持管理を行う。
2. 救護所に指定した学校には、防災無線を配置するとともに、定期的にテスト通話を実施する。
3. 救護所は、地域の状況、交通状況、災害医療協力病院、医療関係者数の状況を考慮して配置数・配置場所を見直す。

第二節　　救護所における配置要員

救護所配置要員は、医療救護チームとして研修を実施する。

○対象者　　医師・薬剤師・看護師・医療事務・市職員

第三節　　訓練

訓練は、本マニュアルに基づいて、関係機関の連携により実施する。

また、訓練を通じて本マニュアルを検証し、より実効性の高い災害医療体制の整備や災害時への即応体制の確立を図るものとする。訓練の内容は関係者と協議し決定する。

第四節　　災害医療対策会議

平常時に災害医療に関して関係機関が話し合う場として、定期的に『浦安市災害医療対策会議』を開催し、各関係機関(浦安市(危機管理課・消防本部・健康増進課)・千葉県・浦安警察等)の連携を図ることとする。

第五節　　住民への啓発活動

1. 概要

災害医療の充実を図る観点から、本マニュアルの仕組みや災害発生時に市民がとるべき行動等について、防災・医療・保健・福祉が連携し、日ごろからの危機管理及び防災訓練の大切さや情報の周知・徹底し、市民に周知啓発を図り、災害に強い、安全で安心なまちづくりを進める。

2. 手段等

啓発活動は、概ね次の手段により実施するものとし、内容は関係者と協議をし、決定する。

(1)広報・ホームページ等の活用

(2)出前講座、まちづくり会議、研修会等の活用

(3)自主防災組織との連携による訓練実施

第５章　　資料編

－ 目 次 －

医療救護活動通信網図・・・

火傷(やけど)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
やけどの程度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
やけどの深さ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
応急手当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
●比較的軽いやけど・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
●化学薬品によるやけど・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

〖書　式〗
・災害用　個人カルテ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

・傷病者一覧表(各救護所用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

・診療日誌(医師用)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

・業務日誌(職種ごとに記入すること)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

・アセスメントシート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

・災害用　医薬品　　注文・受払書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

遺体が確認された場合〖浦安市地域防災計画抜粋〗・・・・・・・・・・・・・・・ 18

〖DMAT〗・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
(日本DMAT活動要領より抜粋)
1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
2. 派遣要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

※DMATの活動とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
3. 活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
4. 活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
(1)被災地域での活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
(2)広域医療搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
(3)ロジステイック・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
(4)移動手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

・用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

＊＊＊　メ　モ　＊＊＊

医療救護活動通信網図

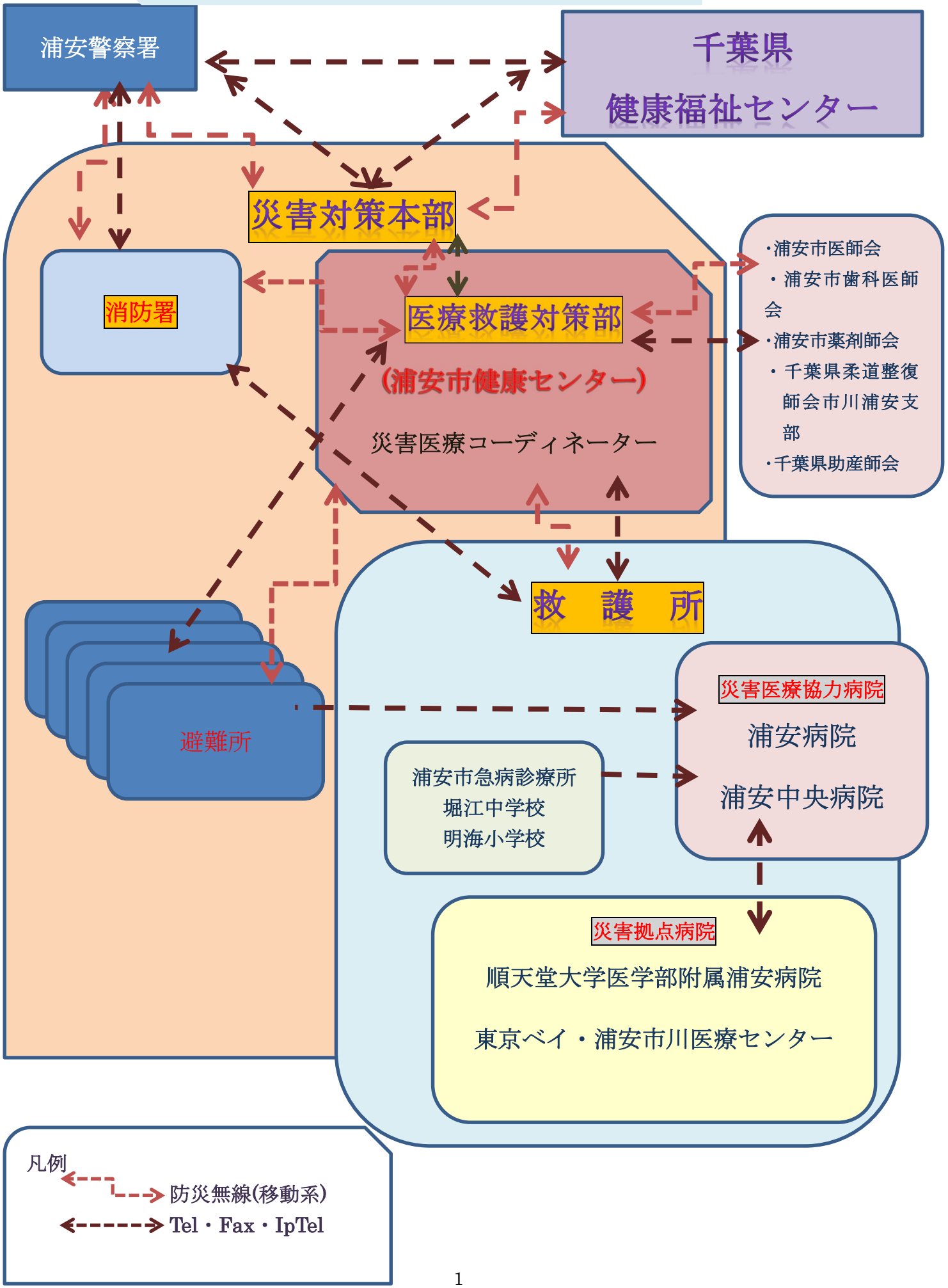
浦安警察署
千葉県
健康福祉センター
災害対策本部
消防署
医療救護対策部
（浦安市健康センター）
災害医療コーディネーター
・浦安市医師会
・浦安市歯科医師会
・浦安市薬剤師会
・千葉県柔道整復師会市川浦安支部
・千葉県助産師会
救　護　所
避難所
災害医療協力病院
浦安病院
浦安中央病院
浦安市急病診療所
堀江中学校
明海小学校
災害拠点病院
順天堂大学医学部附属浦安病院
東京ベイ・浦安市川医療センター
凡例
防災無線(移動系)
Tel・Fax・IpTel

救護所等出動時の装備等チェックシート

① 個人装備物

□		身分証明書　　(ネームカード)
□		防災服　　(活動しやすい服)
□		ヘルメット・帽子
□		安全靴
□		軍手
□		個人の常備薬
□		ペットボトル飲料・飲料水
□		ティッシュペーパー・トイレットペーパー・ウエットティッシュ・タオル
□		マスク
□		ポリ袋、大・小　　(傘、濡れもの用)
上記は、必要最小限で必要なもので、以下については、あると便利な物です。		
□		非常用持ち出し袋　　(背負い紐が帯状のもの)
□		ホイッスル
□		ロウソク・ライター
□		缶入り乾パン、携帯食料等
□		懐中電灯　　(ラジオ・警報機付き)
□		レジャーシート(2畳用)・毛布(1 枚)
□		サバイバルブランケット
□		寝袋

②立上げ班準備物資リスト

□		応急処置セット
□		長机
□		パイプ椅子
□		ホワイトボード
□		マジック
□		筆記用具
□		記載用バインダー
□		毛布・体温調節毛布
□		簡易ベッド
□		手押しカート
□		ストレッチャー
□		トリアージシート
□		ブルーシート
□		テント等

③事務的用品

□	医療事務用品	事務用品(筆記用具・メモ帳)
□		油性マジック
□		布製ガムテープ
□		セロテープ
□		ホワイトシート
□		災害用　個人用カルテ
□		傷病者一覧表
□		診療日誌
□		業務日誌
□		アセスメントシート災害用医薬品
□		注文・受払所
□	医療資機材	三角巾
□		止血止め
□		骨折用シーネ
□		トリアージタグ
□	情報機器	無線電話
□		携帯ラジオ
□		懐中電灯

救護所開設マニュアル

救護所

○手　順

① 施設管理者と協力して、救護所開設予定場所の安全を確認する。

② 物品を調達する。

③ 各対応スペースを決め、トリアージシートを敷き、カラービニールテープ等で区切る。

④ 入口に救護所の看板を設置する。

⑤ 救護所立上げ班と救護チームと引き継ぎをし、救護活動を開始する。

防災倉庫の点検	庫内については、点検を実施し、期限のあるものや破損しているもの等については、随時確認し、補充すること。

負傷者の流れと医療救護所の活動体制

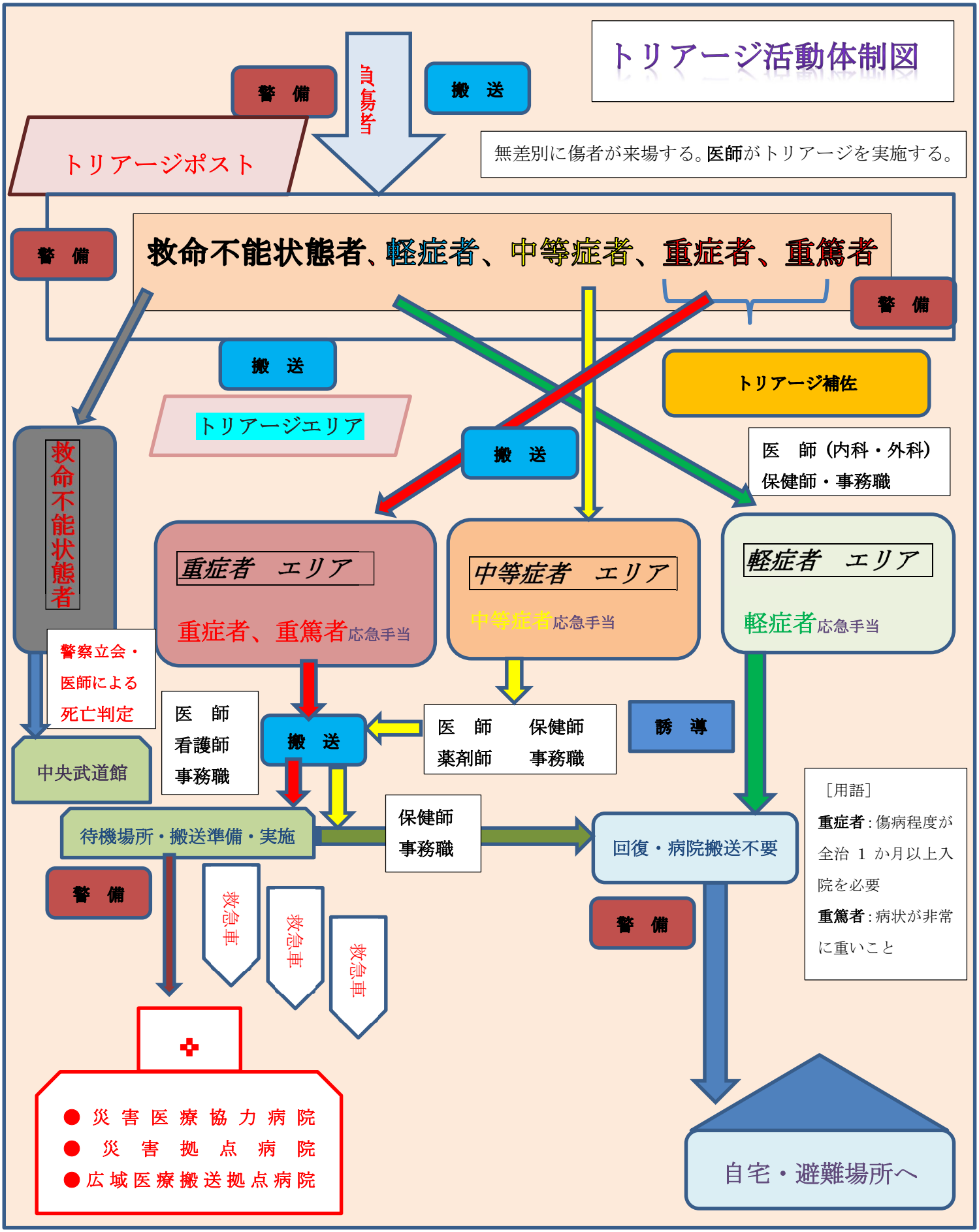

〖トリアージ〗

1.	概　要	短時間で最善の救命効果を得るために、傷病者の傷病程度の判定と選別により優先度を判断する方法がトリアージで、治療や搬送の順序を決めるものである。	
2.	手順等	(1)	**判定基準** トリアージの判定基準は、標準化されており、医療従事者は、トリアージタグに書かれた区分で分類する。
		(2)	**トリアージタグの種類** トリアージタグは、4 色(赤・黄・緑・黒)のマーカー付きカードとなっている。 必要事項を記入し、傷病者の右手首に取り付けるようゴムバンドが付いている。
		(3)	**トリアージの保管**(トリアージタグは複写式になっている。) ・タグ 1 枚目：救護所本部で保管 ・タグ 2 枚目：搬送実施機関で保管 ・タグ 3 枚目：収容医療機関(病院等)で保管
3.	参　考	(1)	**トリアージの趣旨** トリアージは、限られた医療資源を最大限に活用するための判断をする。 仮に、ためらいから、トリアージ黒＝救命不能な絶望的な状態にある傷病者を搬送することが生じると、そのために、他の多くの人命を犠牲にする可能性が高くなる。 大規模災害発生時には、「一人ひとりへ最良の医療を行うこと(救急医療)」から「できるだけ多くの方への最良の医療を提供すること(災害医療)」へ切替えが重要で、また、トリアージは、その後の治療と搬送へ円滑につながっている事が必要である。
		(2)	**災害現場での医療支援** 災害現場での医療支援は、次の 3 段階がある。 ○第一段階：トリアージ(triage) ○第二段階：応急処置・治療(Treatment) ○第三段階：後方医療機関へ搬送(Transport)
		(3)	**災害弱者の認識と医療支援** ○災害弱者(CWAP)には、トリアージレベルを上げることも考慮する。 ○Child(こども)、Woman(女性)、Aged(高齢者)、Patient(病人、障がい者)
		(4)	**トリアージタグによる分類**(優先順位の決定) ○第一順位：赤色(Ⅰ)重症者または、直ちに手術等の治療を必要とする者 ○第二順位：黄色(Ⅱ)中等症者または、受療までに多少の時間を要しても生命の危険はないが、早期に治療を受ける必要がある者

			○第三順位：緑色(Ⅲ)軽症者または、上記以外の者で医師の診療を必要とする者 ○第四順位：黒色(0)救命不能状態者
		(5)	トリアージを行う場所等 傷病者の状態の変化に対応するため、トリアージは繰返し行う。 トリアージは、連続的な過程として捉え、傷病者の病状変化に気づき次第、再評価することとなる。 ○一次トリアージ：救護所入口 ○二次トリアージ：救護所内及び救護所からの搬送直前時 ○三次トリアージ：病院及び病院からの転院搬送時等
		(6)	トリアージタグの運用 a.トリアージは、医師等が行う。 b.傷病者にトリアージ実施場所ごとに通し番号をつける。 c.タグには、トリアージ実施者の氏名、実施時刻を記入する。 d.トリアージは、傷病者に対する処置に優先して実施する。 e.トリアージタグの色が決定したら、判定色がタグに残るように切り取り、切った紙片は保管し、本部で集計する。 f.タグは、原則として直接右手首に付け、衣類等には付けない。 g.1 度目のトリアージ後、2 度目のトリアージを行い、トリアージ区分が重症化すれば、記載事項を変更し(既存の文字を二重線で消去する。) さらに色の部分をもぎ取る。 また、軽症化すれば、色の区分が既になくなっているので、新しいタグを使用し、 古いタグに斜線を入れる。古いタグは、捨てずにそのまま付けておく。 h.タグの色別で傷病者を誘導する。 ○赤色 ⇒ 重症者 スペース (赤)へ ⇒病院へ搬送 ○黄色 ⇒ 中等症者 スペース (黄)へ ⇒病院へ搬送 ○緑色 ⇒ 軽症者用処置スペースへ ○黒色(救命不能状態者) スペース(黒)へ

〖トリアージタグ〗

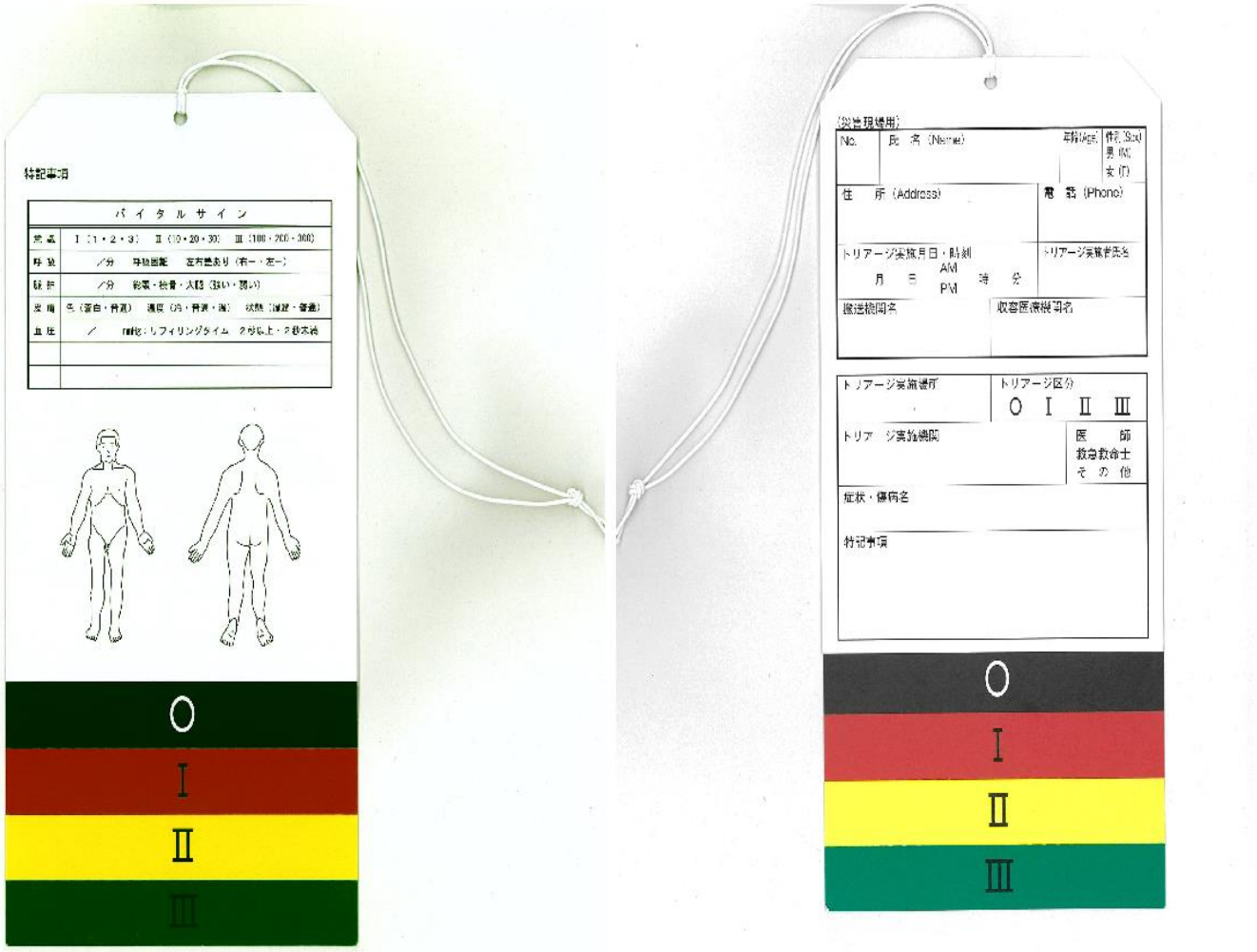

裏　面
バイタルサイン書込み

表　面
氏名・トリアージ区分等

止血法

内　容	体内の血液の 20%が急速に失われると、出血性ショックという重い状態になる。 体内の血液が 30%失うと、生命に危険を及ぼす。 止血は、出血量が多いほど、止血の手当てを迅速に行うこととなっている。
止血方法	●直接圧迫止血法：基本的に大量出血の止血方法は、出血部位を直接圧迫する。 ①出血部位を圧迫し包帯をする。 ②きれいなガーゼや布を傷口に当てて手で圧迫する。 ③大きな血管からの出血の場合、片手で圧迫しても血が止まらない場合は、両手で体重を乗せながら圧迫止血を行う。 ④止血の手当を行う場合は、感染防止のため、血液に直接触れないようにする。 ⑤ディスポのゴム手袋やそれがなければ、簡易的にビニールの買い物袋で代用する場合もある。 

●止血帯法：直接圧迫止血法で止血できないほどの大量の動脈性止血の場合は、手足に限って最終的な手段の止血法となっている。

①止血帯で止血する部位
（手足の太い血管損傷による出血で、直接圧迫止血法では止血が困難な場合に行う）

② 血帯は、できるだけ幅の広いもの(3 センチ以上) の包帯や布を用いる。

③棒等で固定した時は、止血時間を記録して、30 分以上続ける時は、30 分に 1 回止血帯を緩め、血流の再開を図る。出血が続いているような場合は、再度、緊縛を実施する。



① ・② 棒を入れ、手で当て布を押さえる。

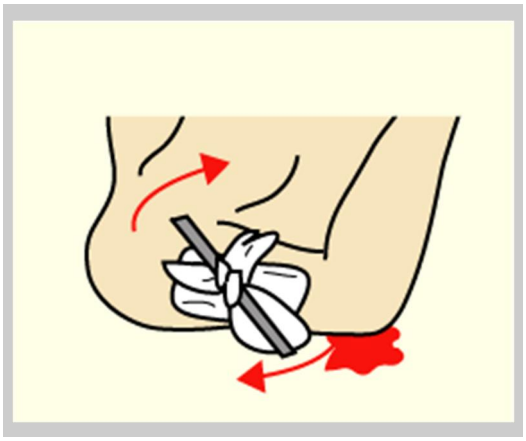

③ 血が止まるまで、棒を静かに回す。

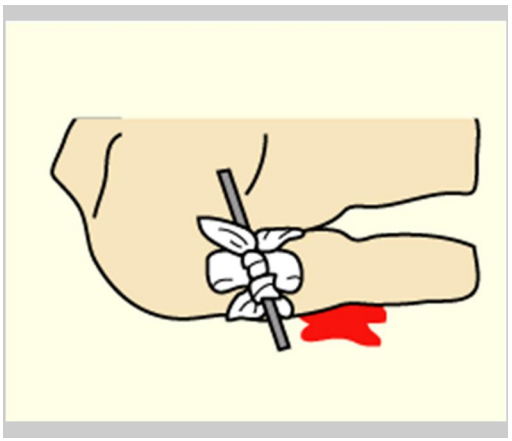

③ 棒が動かないように固定する。

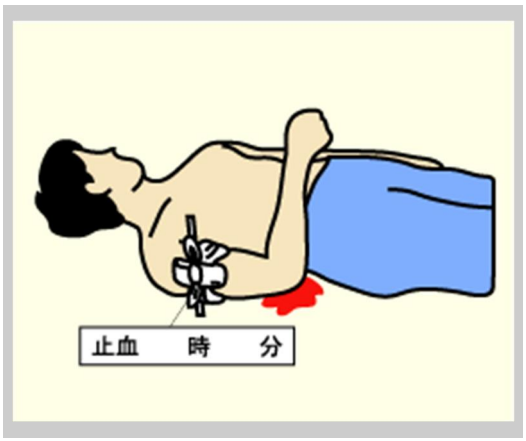

③ 止血を開始した時間を記録する。

熱傷　(やけど)

やけどの程度	やけどの程度は、やけどの深さ、(皮膚の状態)と熱傷の広さから判断する。
やけどの深さ	・熱傷１度：赤い場合 ・熱傷２度：水疱か、または、水疱が破れた状態の場合 ・熱傷３度：白っぽい場合
応急手当	●比較的軽いやけど 熱傷１度で、狭い範囲熱傷２度のとき ①できるだけ早く、きれいな冷水で 15 分以上痛みがなくなるまで冷やす。 ②十分冷やしてからきれいなガーゼを当て、三角巾や包帯等で処置を行う。 ③靴下や洋服を着ている場合は、洋服ごと冷やす。 ④薬品を塗ってはいけない。 
	●化学薬品によるやけど ①衣類や靴を早く脱がせる。 ②体についた薬品を 20 分以上水道水で洗い流す。 ③目に入った場合も 20 分以上水道水で洗い流す。 ④やけどをした部位をきれいなガーゼや、手ぬぐい等の布で覆う。 ⑤薬品を洗い流す場合は、ブラシ等でこすってはならない。 ⑥化学薬品に限らず、目の火傷の場合は、絶対に目をこすってはいけない。

	 

災害用　個人カルテ

トリアージタグ No.

救護所			Data　／　／　時　分		
受診者	フリガナ		男・女	生年月日	年齢
	氏名			M・T S・H　年　月　日	才　ヶ月
	住所			TEL	
	現居住　自宅（　　）避難所〈室内　テント〉その他（　　）				
既住歴　無　有			アレルギー　無　有		
現在治療中の疾患 治療機関名（　　）			現在の服薬		
主訴・症状　現病歴					
身体所見		身長　cm　体重　kg 血圧　／　mmHg　脈拍　／分 体温　℃　呼吸　／分			
		治療・処置 施行者サイン			
診断名		処方　お薬手帳有・			
診断医氏名　診断医所属機関		薬剤師サイン			
転送・紹介先　搬送機関		コメント			

傷 病 者 一 覧 表

救護所

No	氏　名	年齢	性別	トリアージ 区　分	傷病部位・症状	搬送	搬送先
1			男・女	赤・黄・緑・黒			
2			男・女	赤・黄・緑・黒			
3			男・女	赤・黄・緑・黒			
4			男・女	赤・黄・緑・黒			
5			男・女	赤・黄・緑・黒			
6			男・女	赤・黄・緑・黒			
7			男・女	赤・黄・緑・黒			
8			男・女	赤・黄・緑・黒			
9			男・女	赤・黄・緑・黒			
10			男・女	赤・黄・緑・黒			
11			男・女	赤・黄・緑・黒			
12			男・女	赤・黄・緑・黒			
13			男・女	赤・黄・緑・黒			
14			男・女	赤・黄・緑・黒			
15			男・女	赤・黄・緑・黒			

診　療　日　誌　　(医師用)

年　　月　　日　(　曜日)	記載者名：

傷病者数　　名
重症度別数(トリアージ人数)　赤　　名・黄　　名・緑　　名・黒　　名

出動者氏名	従事時間	
	AM・PM　：	～AM・PM　：
	AM・PM　：	～AM・PM　：
	AM・PM　：	～AM・PM　：
	AM・PM　：	～AM・PM　：
	AM・PM　：	～AM・PM　：
	AM・PM　：	～AM・PM　：
	AM・PM　：	～AM・PM　：

搬送車

氏　　名	重症度(〇を付す)	搬　送　先
	赤　・　黄　・　緑	
	赤　・　黄　・　緑	
	赤　・　黄　・　緑	
	赤　・　黄　・　緑	
	赤　・　黄　・　緑	
	赤　・　黄　・　緑	
	赤　・　黄　・　緑	
	赤　・　黄　・　緑	

業　務　日　誌　　(職種ごとに記入すること)

年　　月　　日(　　曜日)	責任者
職　種	歯科医師・薬剤師・看護師、保健師・事務員

出動者氏名	従事時間		
	AM・PM　：	～AM・PM　：	
	AM・PM　：	～AM・PM　：	
	AM・PM　：	～AM・PM　：	
	AM・PM　：	～AM・PM　：	
	AM・PM　：	～AM・PM　：	
	AM・PM　：	～AM・PM　：	
	AM・PM　：	～AM・PM　：	

アセスメントシート

平成　　年　　月　　日　：現在

避難所名　　避難所　　（地区名：　　）

※重要度　　凡例：　◎全員、　○50%以上、　△50%未満、　×皆無　　救護班名：

班

※重要度	人数全体	人	診療人数　(　　)人			
			●発熱(38℃以上)　(　　)人 ●咳　(　　)人 ●嘔　吐　(　　)人 ●下　痢　(　　)人			
			◆ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ　(　　)人 ◆呼吸器疾患　(　　)人 ◆呼吸困難　(　　)人			
	飲料水	◎・○・△・×	・県水道　・給水車　・ペットボトル			
	食　事	◎・○・△・×	パン・おにぎり・クラッカー・非常食等 (　　)			
	市への食事量要望	人分				
	電　気	◎・○・△・×				
	毛　布	◎・○・△・×				
	暖　房	◎・○・△・×				
	扇風機	◎・○・△・×				
	衛生状況	◎・○・△・×	生活用水 手洗い等	アルコール洗浄等 ◎・○・△・×	下水	有・無
	トイレ	◎・○・△・×	簡易トイレ	◎充分・○まあまあ・△不足・×大変不足		
	女子用生活品	◎・○・△・×	生理用ナプキン			
	下着類	◎・○・△・×	高齢者用紙パンツ　・尿もれ用ナプキン 男子用　(シャツ：　枚)・(パンツ　枚) 女子用　(シャツ：　枚)・(パンツ　枚) 子供用　(シャツ：　枚)・(パンツ　枚) 乳幼児用紙おむつ			
	既医療	□DMAT　□日赤　□JMAT　□AMAT　□大学　□病院　□その他				
	小児科ニーズ	無・少・中・多	1歳未満(　)人、幼児(　)人、小学生(　)人			
	精神科ニーズ	無・少・中・多	不眠・不安(　　)人、精神科疾患(　　)人			
	産婦人科ニーズ	無・少・中・多	6か月未満(　　)人、6か月以上(　　)人			
	妊婦情報	無・少・中・多				
	歯科ニーズ	無・少・中・多 ・痛み有 ・痛み以外(入歯等)				

	要配慮者	要援護者　　全介助(　　)人、一部介助(　　)人、認知障がい(　　)人 要医療　　酸　素(　　)人、Ｈ　Ｄ　(　　)人	
	リーダー連絡先	氏名	TEL　　e‐mail

※『その他』必要なこと、気が付いたことを書いてください。

※ここは記載しないでください。
市役所記載欄

決　裁	リーダー	サブリーダー	担当者	サブ担当者	確認日及び時間
サイン / 印					年　　月　　日 AM・PM

関係機関連絡
ＴＥＬ：
e‐mail：
FAX：

担当部署連絡

（災害時用）

災害用　医薬品　　注文・受払書

年　　月　　日
AM/PM　　：

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

救護所	担当者名
ＴＥＬ：047－　　－	

NO.	品　名	規　格	数　量	製造番号	有効期限
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

受　　払	年　　月　　日　　AM・PM：	
	払出者：	
	受領者：	

備　　考	

遺体が確認された場合

〖浦安市地域防災計画抜粋〗

1.遺体の安置

市は、中央武道館に遺体安置所を設け、安置に必要な棺、遺体収容袋、ドライアイス等の資材を確保する。

救出現場及び救護所等で死亡が確認された遺体は、公用車等で遺体安置所に搬送する。

2.遺体の処理

市は、浦安警察署が遺体の検視を行った後、医師会、歯科医師会等に要請して検案を行う。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市区町村及びその他の関係機関の応援を得て実施する。

処理を終了した遺体は、市から遺族へ引き渡す。



浦安市中央武道館

〖DMAT〗　　（日本 DMAT 活動要領より）

1.	概　要	ＤＭＡＴとは、大地震のような自然災害に限らず、航空機事故、列車事故等の大規模な集団災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。 被災地域の医療需要を把握し、被災地における急性期の医療体制を確立し、緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地域で発生した多くの傷病者を被災地域外の適切な医療機関へ搬送する。

2.	派遣要請	以下の基準に基づき、県は他の都道府県、厚生労働省、国立病院機構等にＤＭＡＴの派遣を要請する。

災害の規模	要請先
震度 6 弱の地震または、死者数が 2 人以上 50 人未満若しくは傷病者数が 20 名以上見込まれる災害	県内
震度 6 強の地震または、死者数が 50 人以上 100 人未満見込まれる災害	県内、隣接する都道府県、関東ブロック
震度 7 の地震または、死者数が 100 人以上見込まれる災害	県内、隣接する都道府県、関東ブロック、隣接するブロック
南海トラフ地震（東海地震、東南海・南海地震含む）又は首都直下型地震	県内、全国

※ＤＭＡＴの活動とは

3.	活動体制

機　関　等	設置場所	役　　割
千葉県災害医療本部	千葉県庁	県内で活動するすべてのＤＭＡＴを統括する。
ＤＭＡＴ調整本部	千葉県庁(災害医療本部内)	県内で活動するすべてのＤＭＡＴの指揮･調整等
ＤＭＡＴ活動拠点本部	災害拠点病院	参集したＤＭＡＴの指揮・調整等
ＤＭＡＴ病院支援指揮所・ＤＭＡＴ現場活動指揮所	ＤＭＡＴが活動する病院･災害現場等	病院や災害現場等のＤＭＡＴの指揮・調整等
ＤＭＡＴ・ＳＣＵ本部	県内の各ＳＣＵ	ＳＣＵのＤＭＡＴの指揮・調整等
ＤＭＡＴ・ＳＣＵ指揮所	航空活動拠点	航空活動拠点のＤＭＡＴの指揮・調整等
ＤＭＡＴ域外拠点本部	被災地外の搬送拠点･ＤＭＡＴ参集拠点	搬送拠点･ＤＭＡＴ参集拠点に参集したＤＭＡＴの指揮・調整等
厚生労働省医政局災害医療対策室・ＤＭＡＴ事務所	厚生労働省	ＤＭＡＴの派遣要請等ＤＭＡＴの活動全般の本部機能
ＤＭＡＴ指定医療機関	当該医療機関	派遣したＤＭＡＴの活動把握、連絡及び調整シ、ＥＭＩＳによる情報共有

※ＳＣＵ　…広域搬送拠点。大型ヘリ等が離着陸可能な場所に設置
※ＥＭＩＳ…広域災害・救急医療情報システム。千葉県は「ちば救急医療ネット」

4.	活動内容	(1)	**被災地域での活動** a.病院支援を実施 b.地域医療搬送 c.現場活動を実施
		(2)	**広域医療搬送** a.広域医療搬送拠点のＳＣＵ活動を実施 b.航空機内の医療活動を実施
		(3)	**ロジスティック** (ＤＭＡＴの活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等を確保)

		(4)	**移動手段** ドクターヘリ及び災害医療調査ヘリの活用を行って活動をする。

上記は、参考資料として抜粋したものです。

【用語集】

※ＥＭＩＳ

広域災害救急医療情報システム

〖Emergency　Medical　Information　System〗

災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況等、災害医療に関わる情報を共有し、被災地域で

の迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としている。

・各都道府県システムにおける全国共通の災害医療情報の収集

・医療機関の災害医療情報を収集、災害時の患者搬送等の医療体制の確保

・東西２センターによる信頼性の高いネットワーク構成

・平常時、災害時を問わず、災害救急医療のポータルサイトの役割

※DMAT

自然発生大地震や航空機、列車、車両等の大事故発生時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的知識、訓練を受けた医療チームである。

災害派遣医療チーム　Disaster Medical Assistance Team　の頭文字をとって略してＤＭＡＴ（ディーマット）と呼ぶ。

トリアージ

多数の負傷者等を緊急度・重症度に応じ優先順位を決定する。

赤：重症度、黄：中等症、緑：軽症、黒：救命不能状態であること。

ＳＴＡＲＴ法

START法 simple triageand rapid treatment

一次トリアージ ＳＴＡＲＴ 式 ふるい分け） トリアージ

歩行できるか　→　緑

↓

呼吸はあるか　ー無→　気道確保　→　呼吸無し　→　黒

｜　　↓有

｜　　赤

↓有

呼吸数　ー30/分以上→　赤
｜
↓30/分未満
橈骨動脈触知、CRT　ー触知せず、CRT＞2秒　→　赤
｜
↓触知、CRT＜2秒
命令に応じる　ー応じない→　赤
↓応じる
黄

三つのT　医療支援項目〖medical　support〗
　T　：　Triage〖トリアージ　治療選別〗
　T　：　Treatment〖緊急治療〗
　T　：　Transportation〖患者搬送〗

デンタルチャート表記法の現状
　デンタルチャートは、遺体脇で記録する場合がほとんどですが、無歯顎やそれに近いケースを除いて、その場で清書するものではありません。誤記を避けるためにも、遺体脇で下書きしたものをもとに、写真やエックス線所見を参照・確認しつつ、慎重に仕上げることが推奨されている。

日本法歯科医学会抜粋

災害時の医療救護所について

ページID K1049255 更新日 令和8年10月21日 印刷

地震などの大規模災害でケガをした場合は「医療救護所」へ

地震などの大規模災害が発生した場合、発生からおおむね72時間の間、傷病者の救護活動を行うために、病院などの前に医療救護所を設置します。
大規模災害時には、市内の診療所やクリニックは休診となる可能性があります。
ケガをされた方で救護が必要な場合は、医療救護所へお越しください。
なお、医療救護所の開設状況は、市ホームページや防災アプリなど、さまざまな情報手段を使ってお知らせします。

医療救護所の活動内容

医療救護所では、浦安市医師会、浦安市歯科医師会、浦安市薬剤師会、千葉県柔道整復師会などの医療関係者と連携して、医療救護活動を行います。
傷病者のトリアージを実施し、トリアージの結果により、軽症者は医療救護所内で応急手当を行います。より専門的な治療が必要な重症者および中等症者は、後方の病院へ搬送し治療を受けていただきます。

トリアージとは

大規模災害などで多くの傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度を判定して治療の優先順位を決めることをいいます。
災害時は短時間に多数の傷病者が病院に殺到しますが、医療従事者や医薬品などの医療資源には限りがあります。

より多くの命を救うため、医療資源を有効に活用する必要があります。
そこで、医療救護所でトリアージを行い、救護所内で応急処置を行うか、あるいは病院へ搬送して集中的な医療が必要かを判断し、症状に応じた適切な医療を提供します。

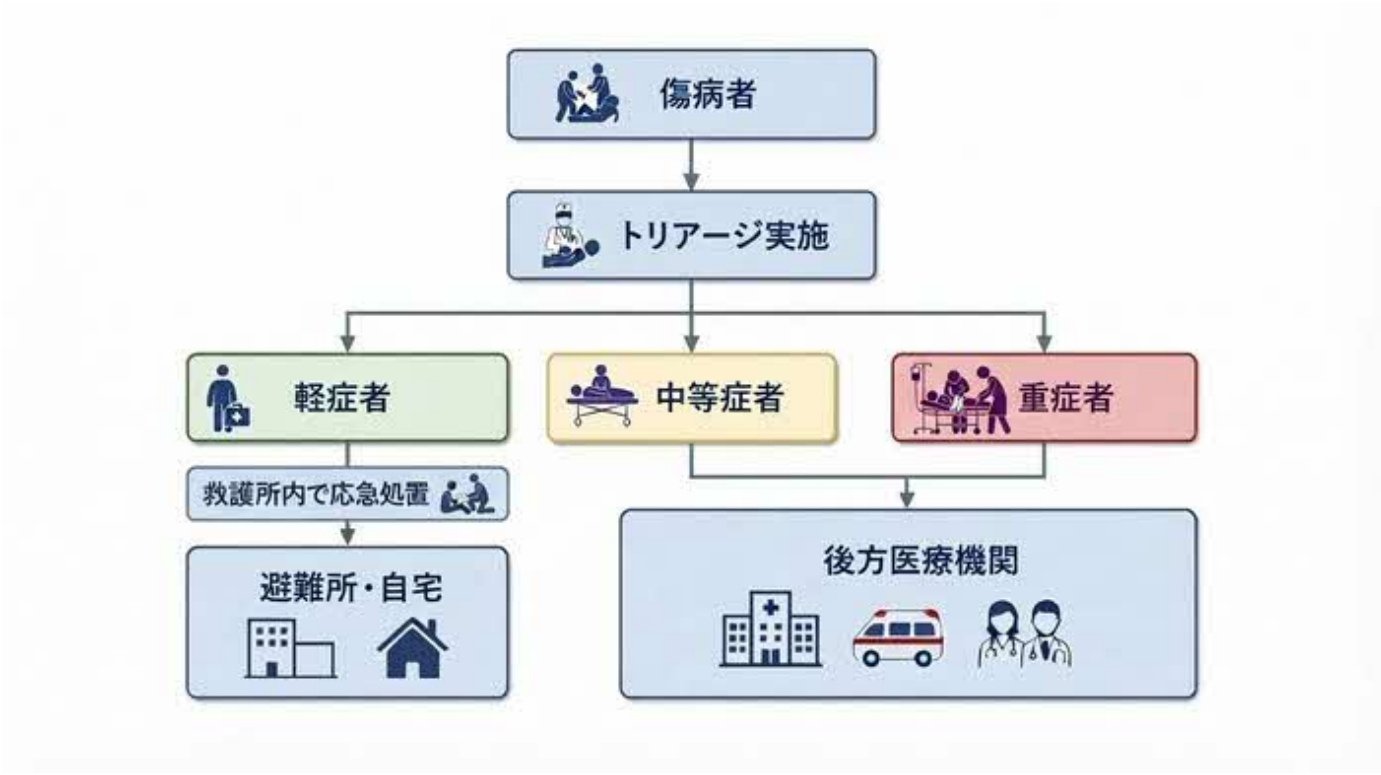

医療救護所の開設場所

医療救護所は、被災状況に応じて災害拠点病院である**順天堂大学医学部附属浦安病院と東京ベイ・浦安市川医療センター前に優先的に開設**します。その後、必要に応じて**最大8カ所で開設**します。
ケガをされた方で救護が必要な場合は、開設状況をご確認のうえ、医療救護所へお越しください。
なお、医療救護所の開設状況は、市ホームページや防災アプリなど、さまざまな情報手段を使ってお知らせします。

開設場所	住所
順天堂大学医学部附属浦安病院	富岡2-1-1
東京ベイ・浦安市川医療センター	当代島3-4-32
浦安中央病院	東野3-4-14
浦安病院	北栄4-1-18
タムス浦安病院	高洲7-2-32

開設場所	住所
浦安市急病診療所	猫実1-2-5
堀江中学校	富士見2-19-1
明海小学校	明海2-13-4

このページが参考になったかをお聞かせください。

質問1：このページに問題点はありましたか？（複数回答可）

☐特にない　☐必要な情報が無い　☐要点が伝わらない　☐ページを探しにくい

質問2：このページについてご意見がありましたらご記入ください

（この欄に入力されても回答できません。また、個人情報などは入力しないでください）

送信

このページに関するお問い合わせ

健康増進課

〒279-0004　千葉県浦安市猫実一丁目2番5号（健康センター1階）

電話：047-381-9059　ファクス：047-381-9083

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

【資料３】

発震時から 72 時間用 **成人用**

綴じる所

救護所保管用

災害処方箋

カタカナ　　交付日：　年　月　日

①氏名：　　男・女

生年月日　　年　月　日（　歳）

②処方医(サイン)

連絡先　　—　　—

③医療救護所等の名称

④アレルギー　なし・あり（　　）

⑤服用中の薬　なり・あり（　　）

⑥処方数量は原則　内服薬３日分、頓服５回分、湿布剤１袋(7 枚入り)、チューブ剤１本

処方するものにチェック☑

頓服		カロナール錠（200） 解熱鎮痛剤	1 回　錠
		ニトロペン舌下錠 0.3mg 血管拡張剤	1 回　錠
外用剤		シップ剤（１袋７枚） 消炎鎮痛貼付剤	1 日　枚
		リンデロン VG 軟膏 ステロイド・抗生物質	1 日　回
		ホクナリンテープ 0.5mg 気管支拡張貼付剤	1 日　枚
		ゲンタシン軟膏（1 本 10g） 抗生物質	1 日　回
内服薬		ビオフェルミン配合散 1g 分包 止しゃ剤・整腸剤	毎食後 1 回　包
		セレスタミン配合錠 抗ヒスタミン薬	毎食後 1 回　錠
		セフゾンカプセル１００mg 抗生物質	毎食後 1 回　錠
		クラリス錠(200) 抗生物質	1 日 2 回 1 回　錠
		メジコン錠(15) 鎮咳剤	毎食後 1 回　錠
		ムコダイン錠(250) 去痰剤	毎食後 1 回　錠
		ナウゼリン OD 錠(5) 制吐剤	毎食後 1 回　錠
		セルベックス細粒（0.5ｇ/包） 胃粘膜保護剤	毎食後 1 回　包

自由記載欄（特に処方の必要がある場合等）

※薬局にない場合には処方できません。

調剤済年月日：　年　月　日	調剤した薬剤師氏名
調剤所の名称所在	□医師がこの処方箋を発行した医療救護所と同じ □その他(　　)

発震時から 72 時間用 **小児用**

綴じる所

救護所保管用

災害処方箋

カタカナ　　交付日：　年　月　日

①氏名：　　男・女

生年月日　　年　月　日（　歳）

②処方医(サイン)

連絡先　　—　　—

③医療救護所等の名称

④体重　　kg

⑤アレルギー　なし・あり（　　）

⑥服用中の薬　なり・あり（　　）

⑦処方数量は原則　内服薬３日分、頓服５回分、湿布剤１袋（7 枚入り）、チューブ剤１本、坐薬は５個

処方するものにチェック☑

頓		カロナール細粒（0.5ｇ/包） 解熱鎮痛剤	1 回　包
外用剤		シップ剤（１袋７枚） 消炎鎮痛貼付剤	1 回　枚
		リンデロン VG 軟膏 ステロイド・抗生物質	1 日　回
		ホクナリンテープ 0.5 mg 気管支拡張貼付剤	1 日　枚
		ゲンタシン軟膏（1 本 10ｇ） 抗生物質	1 日　回
		アンヒバ坐剤小児用 100 mg アセトアミノフェン坐剤	1 回　個
		ダイアップ坐剤 4 熱性けいれん治療・予防	1 回　個
内服薬		ビオフェルミン配合散 1ｇ分包 止しゃ剤・整腸剤	毎食後 1 回　包
		セフゾン細粒小児用 10% セフェム系抗生物質　0.5ｇ/包	毎食後 1 回　包
		ケフラール小児用　1ｇ/包 セフェム系抗生物質	毎食前 1 回　錠
		ナウゼリンOD（5）6 歳以上 制吐剤	毎食前 1 回　錠
		セレスタミン配合シロップ 抗ヒスタミン薬　小児 1 回 5ml	1 回　ml
		アスベリン錠 10 mg 鎮咳剤	毎食後 1 回　錠

自由記載欄（特に処方の必要がある場合等）

※薬局にない場合には処方できません。

調剤済年月日：　年　月　日	調剤した薬剤師氏名
調剤所の名称所在	□医師がこの処方箋を発行した医療救護所と同じ □その他(　　)

【資料５】

●災害医療に関連した令和８年度の取組状況及び令和９年度の取組予定

機関名称	令和８年度の取組状況	令和９年度の取組予定
浦安市医師会	・浦安市が開催する防災訓練や病院で実際に行われる防災訓練に参加する。 ・日頃より行政・三師会との連携を密に継続していく。	令和８年度と同様。
浦安市歯科医師会	・災害時に活動を行うグループ内の連絡強化 ・浦安市が開催する訓練や会議への参加	令和８年度と同様。
浦安市薬剤師会	①浦安市薬剤師会の会員４名が必要な研修を終えて、千葉県から千葉県地域災害薬事コーディネーターとして委嘱されております。 ②令和８年９月に浦安市薬剤師会の会員薬局に勤務する薬剤師を対象にした災害医療の研修会を開催しました。 ③浦安市薬剤師会では、市内薬局の開局閉局状況等が常に確認できるように浦安市薬剤師会HPに市内薬局営業MAPのリンクをはり、災害時でも現状を把握できるような対策を行っております。ぜひ、災害時にお役立ていただければ幸いです。	令和９年度も千葉県の災害薬事コーディネーターの研修会の受講を会員薬剤師に対してすすめていきます。令和９年度も会員薬局に勤務する薬剤師を対象にした災害医療の研修会を開催する予定です。
千葉県柔道整復師会市川・浦安支部	・例年通り、浦安市・市川市の主催する防災訓練に参加し災害医療の知識を習得し、各関係団体との連携を図る。	令和８年度と同様。
千葉県助産師会	・年1回災害時初動動作シミュレーション訓練を行ない、安否確認や県内の被害状況の報告等の連絡方法を確認している。今年度は８月１３日に千葉豪雨があったため、その際の対応について振り返りを行ない、災害時マニュアルについての検討を行なった。１２月中旬に改訂された「災害時マニュアル(第3版)」が発行予定。 ・シミュレーション訓練の中で、協定を締結している市への派遣依頼に備えて災害時協力助産師の派遣方法と協力助産院の受け入れ体制等の確認を行なっている。現在県内１５市と協定を締結しており、防災訓練への参加や会議で顔の見える関係性を構築し協力体制を整えている。	引き続き、シミュレーション訓練を行ない、会のBCPを意識付けしていくこと。防災訓練への参加等を通じて、行政や地域との顔の見える関係を継続していくとともに、近年、災害が続いていることを踏まえ、引き続き子育て支援の場で子どもがいる家庭への啓発等を行なって行く予定。
順天堂大学医学部附属浦安病院	・順天堂大浦安病院・BCM運営委員会における病院BCPの策定から運用・改善・訓練までの総合的運用 ・順天堂大浦安病院・自衛消防隊会議における病院内災害対策の企画・運営 ・順天堂大浦安病院・災害医療派遣調整会議における災害時の医療チーム派遣に伴う活動 ・順天堂大学・富士通Japan株式会社の共同研究講座「医療デジタルレジリエンス研究講座」における災害医療研究活動 ・千葉県統括DMATとしての災害派遣医療活動 ・千葉県救急・災害医療審議会における委員活動 ・市川市災害医療対策会議における委員活動 ・日本災害医学会・評議員としての各種学術的活動 ・大規模地震時医療活動訓練へのDMAT参加 ・関東ブロック訓練へのDMAT参加 ・災害被災地へのDMAT出動	令和８年度と同様。
東京ベイ・浦安市川医療センター	・毎月2回、病院幹部で構成されるBCP委員会を開催し、院内のBCPや災害対応に関わる全ての情報を共有。最新の情報に基づいたBCPの運用の見直しを実施。 ・災害に関する院内外の調整を行う危機管理室にて、自治体からの相談や、院内の部門別災害研修会の企画・運営を行う。 ・院内大規模災害訓練の開催 ・火災避難訓練、水害避難訓練の開催 ・3か月に1回の院内DMAT訓練の開催 ・日本災害医学会　多職種連携推進委員会企画　試行コース「STEP」の企画・参加 ・浦安市、市川市、両市医師会との医療救護活動訓練の企画（第3回） ・令和8年8月千葉豪雨へのDMAT派遣（病院支援指揮所運営、患者搬送、福祉士施設スクリーニング調査） ・千葉県DMAT運営会議への参加 ・関東ブロック訓練への参加 ・政府訓練への参加 ・日本DMAT養成研修等の各種研修会 ・CLDMAT養成研修等の各種研修会 ・千葉県災害時小児周産期対応研修会 ・千葉県災害時学生協力プログラム研修会への講師派遣 ・千葉県DHCoS研修への講師派遣	令和8年度の内容に加え 浦安市、市川市、両市医師会との医療救護活動訓練の開催（第3回）
	・令和8年 9月30日(水)	

浦安中央病院	・令和8年9月30日(水) 【当院にて】 夜間水害机上訓練実施…参加者18名（内、ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ2名） ・令和8年10月31日(土) 【東京ベイ・浦安市川医療センターにて】 日本災害医学会　STEPコース：テーマ「豪雨災害」 1組6名×3グループで参加予定（多職種）	東京ベイ・浦安市川医療センター　医療救護活動訓練に参加予定（参加予定者：院長、看護師、事務）
浦安病院	・院内備蓄の確保 災害食の確保（3日間分） 患者食の確保（3日間分） 医薬品等の確保（3日間分） ・BCPの策定（令和7年度から令和8年度に策定予定） ・従業員に向けた災害状況等の伝達方法の確率	・防災訓練 夜間や休日時を想定した訓練（年2回） 近隣住民と連携し災害時の応援体制を確保する（自治会と協定） ・従業員の安否確認方法の確率（メールやその他の方法） ・災害時用トイレの購入を予定　15ヶ ・従業員の救命講習(AED講習)を実施予定 ・BCPの訓練の実施(年2回) ・水害を想定した訓練の実施(年2回)
タムス浦安病院	・7月　　病院内にて消防訓練実施（総合訓練） ・8月　　自衛消防活動講演会出席（消防本部主催）	・病院内にて消防訓練実施予定 ・浦安市・市川市合同訓練　医療救護活動 参加予定
千葉県市川健康福祉センター	８月 災害時実働マニュアル（超急性期編）のアクションカードに沿って、庁舎・ライフラインの確認等、初動訓練を実施した。現場確認では、実際に非常用発電機等を稼働させ、操作方法の確認を行った。 １１月 県災害用備蓄医薬品の搬送訓練を実施予定。	・災害時実働マニュアル（超急性期編）を令和９年度版に改訂。 ・改訂した災害時実働マニュアル（超急性期編）のアクションカードに沿った初動訓練の実施。
浦安警察署	・他機関の訓練等への参加 ・医療機関等との連絡体制構築	令和８年度と同様。